

第 69 回国連総会第三委員会で採択された女性の地位向上に関する決議

房野 桂 訳

1. 産科フィステュラをなくす努力の強化(A/C.3/69/L.20/Rev.1) 2014 年 11 月 21 日採択

総会は、

産科フィステュラをなくす努力の支援に関する 2007 年 12 月 18 日の決議 62/138、2008 年 12 月 18 日の決議 63/158、2010 年 12 月 21 日の決議 65/188 及び 2012 年 12 月 20 日の決議 67/147 を想起し、

「北京宣言と行動綱領」¹、「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会の成果²、「国際人口開発会議行動計画」³、「社会開発世界首脳会合行動計画」⁴、及びそれらの見直し、並びに人種主義・人種差別・外国人排斥、関連する不寛容に反対する世界会議⁵及び 2005 年の世界首脳会合⁶でなされた社会開発の分野でのジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントに対する国際公約並びに「約束を守る: 『ミレニアム開発目標』を達成するための団結」と題する「ミレニアム開発目標」に関する総会高官本会議の成果文書でなされた公約⁷を再確認し、

「世界人権宣言」⁸、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」⁹及び「子どもの権利に関する条約」¹⁰も再確認し、これら「条約」とその「選択議定書」¹¹にまだ署名・批准・加入していない国々に、優先問題として、そうすることを検討するよう要請し、

事務総長報告書¹²及びそこに含まれている結論と勧告を歓迎し、

貧困、栄養不良、保健ケア・サービスの欠如または不適切でアクセスできない保健ケア・サービス、早期出産、子ども結婚、若い女性と女兒に対する暴力及びジェンダー差別の間の相互関連性を産科フィステュラの根本原因として強調し、貧困が依然として主たる社会的危険要因であることも強調し、

多くの開発途上国、特に後発開発途上国に存在する困難な社会経済的条件が、貧困の女

¹ 第 4 回世界女性会議報告書、1995 年 9 月 4-15 日、北京(国連出版物、販売番号 E.96.IV.13)、第 I 章、決議 I、付録 I 及び II。

² 決議 S-23/2、付録及び決議 S-23/3、付録。

³ 国際人口開発会議報告書、1994 年 9 月 5-13 日、カイロ(国連出版物、販売番号 E.96.XIII.18)、第 I 集、決議 I、付録。

⁴ 社会開発世界首脳会合報告書、1995 年 3 月 6-12 日、コペンハーゲン(国連出版物、販売番号 E/96.IV.8)、第 I 章、決議 I、付録 II。

⁵ A/Conf.189/12 及び Corr.I、第 I 章を参照。

⁶ 決議 60/1。

⁷ 決議 65/1。

⁸ 決議 217.A(III)。

⁹ 国連、条約シリーズ、第 1249 巻、第 20379 号。

¹⁰ 同上、第 1577 巻、第 27531 号。

¹¹ 同上、第 2131 巻、第 20378 号。同上、第 2171 及び 2173 巻、第 27531 号、及び決議 66/138、付録。

¹² A/67/258。

性化を促進するという結果となっていることを認め、

早期出産が、妊娠・出産中の併発症の危険を増やし、妊産婦死亡と罹病のはるかに高い危険を伴うことも認め、早期出産と性と生殖に関する健康を含めた到達できる最高の水準の健康へのアクセス、特に時宜を得た質の高い緊急産科ケアへのアクセスが限られていることが、重度の産科フィステュラ及びその他の病気並びに妊産婦死亡を引き起こしていることを深く懸念し、

思春期の女兒が、産科フィステュラを含めた妊産婦死亡と罹病の危険に特にさらされていることをさらに認め、多くの低・中所得国で、15歳から19歳までの女兒の間の主な死因が妊娠と出産の併発症であり、30歳以上の女性が併発症を起こして出産中に亡くなる高い危険にさらされていることを懸念し、

産科フィステュラをなくすことへの人権に基づく取組が、特に説明責任、参画、透明性、エンパワーメント、持続可能性、非差別及び国際協力の原則に支えられていることに留意し、

教育と栄養への女兒のアクセスの少なさ、男児と比べて女兒の減少した身体的・精神的健康とその権利と機会と幼年期・思春期の利益の女兒による享受の少なさ、しばしば、様々な形態の文化的・社会的・性的・経済的搾取と暴力と有害な慣行を受けるといった結果となる女性と女兒に対する差別とその権利侵害について深く懸念し、

しばしば放置され、汚名を着せられる産科フィステュラと共に暮らし、回復しつつある女性の状況についても深く懸念し、

男性と思春期の男児の間で意識を啓発し、この状況で、産科フィステュラに対処し、これをなくす努力における戦略的パートナー、同盟者として男性と地域社会の指導者を完全にかかわらせる必要性を認め、

社会的・経済的開発への人々を中心とした取組が個人と地域社会を保護しエンパワーする基本であることを念頭において、世界的な「フィステュラをなくすためのキャンペーン」への加盟国、国際社会及び市民社会の貢献を歓迎し、

「フィステュラをなくすためのキャンペーン」がその10周年を終える時、ある程度の進歩は遂げられたが、産科フィステュラをなくすためのあらゆるレベルでの努力の実施を必要とするかなりの課題が依然として残っていることを深く懸念し、

保健、教育、ジェンダー平等、水と下水処理、貧困根絶及び栄養のようなセクターでの高インパクトの介入と統合努力の優先パッケージを規模拡大することによって、直接的な懸念の問題として、妊産婦・新生児及び5歳未満の子どもの死亡と障害の数をかなり減らすことを目的とする国内計画と戦略を支援して、幅広いパートナーの連合によって行われた事務総長の「女性と子ども保健世界戦略」を認め、

妊産婦・新生児・5歳未満の子どもの死亡を減らす方法として、保健、教育、ジェンダー平等、エネルギー、水と下水処理、貧困根絶及び栄養のようなセクターでの国内行動計画と戦略を支持して、2国間及び南南協力を通して行われるものを含め、すべての「ミレニアム開発目標」に関する様々な国内・地域・国際イニシアティブを歓迎し、

2015年以降を含めた妊産婦・新生児・子ども保健の多面的な決定要因に対処するために、あらゆるレベルの利害関係者との間の継続中のパートナーシップも歓迎し、この点で、2015年までに、保健関連の「ミレニアム開発目標」に関する進歩を促進するさらなるコミットメ

ントを歓迎し、

2015年までに「ミレニアム開発目標 5」を達成し、2015年以降もこの努力を継続するという加盟国によってなされた新たに強化されたコミットメントを再確認し、

第69回総会での政府間折衝プロセスでその他のインプットも検討されることになっていることを認めつつ、報告書に含まれている無期限作業部会の提案がポスト2015年の開発アジェンダに、持続可能な開発目標を統合するための主要な基礎となることを決定した持続可能な開発目標に関する無期限作業部会の報告書に関する2014年9月10日の決議68/309を想起し、この点で産科フィステュラをなくすための継続する努力の重要性に留意し、

1. 貧困、保健ケア・サービスへのアクセスの欠如または不適切さ、早期出産及び子ども結婚の間の相互関連性を産科フィステュラの根本原因として認め、貧困と不平等が、依然として主たる社会的危険要因であり、貧困根絶が女性と女兒のニーズと権利に応える際に極めて重要であることを認め、国々に、国際社会との協働で、この状況に対処するための促進された行動を取るよう要請する。

2. 貧困、女性と女兒の教育の欠如または不適切さ、性と生殖に関する健康ケア・サービスを含めた保健ケア・サービスへのアクセスの欠如、早期出産、子ども結婚及び女性と女兒の地位の低さのような産科フィステュラの問題を助長する社会問題に対処する必要性を強調する。

3. 「国際人口開発会議行動計画」¹²、「北京宣言と行動綱領」¹³及びこれらの見直し会議の成果文書に従って性と生殖に関する健康及び性と生殖に関する権利を含め、到達できる最高の水準の健康の享受への女性と女兒の権利を確保し、適切な食糧と栄養、水と下水処理、家族計画情報、女性のエンパワーメントの強化並びに知識と意識啓発及び産科フィステュラ防止のための質の高い出産前ケアと出産ケアへの公正なアクセスと保健上の不平等の削減並びにフィステュラ症例の発見と早期管理のための出産後ケアに特別な注意を払いつつ、差別なくそのようなシステムとサービスへのアクセスを確保する目的で、持続可能な保健制度と社会サービスを開発するために必要なあらゆる措置を取るよう各国に要請する。

4. 男性・男児と同等に質の高い女性と女兒のための教育への権利を確保し、彼女たちが初等教育の完全な課程を修了することを保障し、中等・高等教育を含め、職業教育と技術訓練のみならず年齢にふさわしい性教育も含め、特にジェンダー平等、女性と女兒のエンパワーメント及び貧困根絶を達成するために、あらゆるレベルで女兒と女性の教育を改善し、拡大する努力をあたらしめるよう各国に要請する。

5. 農山漁村・遠隔地域を含め、結婚は、結婚しようとしている配偶者の自由で完全な同意があつて初めて成立することを保障する法律を制定し、厳しく施行し、同意の法的最低年齢と結婚の最低年齢に関する法律を制定し、厳しく施行し、必要ならば結婚の最低年齢を引き上げるよう各国に要請する。

6. 2015年までに「ミレニアム開発目標 5」の達成と「ミレニアム開発目標 5」の残る日数と2015年以降に産科フィステュラの撤廃に向けた進歩を促進するために、特に負担の重い国々に、強化された技術的・財政的支援を提供するよう国際社会に要請する。

7. 産科フィステュラをなくし、特に農山漁村と遠隔地域の若い女性と女兒にもっと高い

¹³ 第4回世界女性会議報告書、1995年9月4-15日、北京(国連出版物、販売番号E.96.IV.13)、第I章、決議I、付録II。

割合の資金が届くことを保障し、必要な資金が増額され、予見できるものであり、維持されることを保障する国内努力と制度的能力開発を支持するために、それぞれのマנדート内で政策を見直し実施するよう、多国間ドナー、国際金融機関及び公共・民間セクターの地域開発銀行に要請する。

8. 治療・訓練・回復期患者ケアのためのセンターとして役立つ可能性のある保健施設を明らかにして支援することにより、地域のフィステュラ治療・訓練センター、必要ならば国内センターを設立し資金提供する際に、国連人口基金及び世界保健機関を含めた世界的な「フィステュラをなくすためのキャンペーン」のその他のパートナーの活動を支援するよう、国際社会に要請する。

9. 「約束を守る：『ミレニアム開発目標』を達成するための団結」と題する「ミレニアム開発目標」に関する総会高官本会議の成果文書及び「女性・子ども保健のための世界戦略」にも反映されているように、料金が手頃で、公正で、質の高い統合された保健ケア・サーヴィスを提供し、地域社会に基づく予防ケア・臨床ケアを含む強化された保健制度内で、特に家族計画、出生前ケア、出生時の熟練した介添え、緊急産科・新生児ケア、出産後ケア、HIVのような性感染症の予防と治療の方法を通して性と生殖に関する健康、妊産婦・新生児・子ども保健に対処することにより、「ミレニアム開発目標」の残る日数と2015年以降の妊産婦保健を改善するために、進歩を促進するよう各国に要請する。

10. ほとんどのフィステュラ・センターの能力を制限している救命的フィステュラ・ケアの訓練を受けた医者不足と助産師・看護師・その他の保健ワーカーの不公正な配分及びスペースと品物不足に対処するよう国際社会に要請する。

11. 産科フィステュラをなくすための国際デーとしての5月23日の国際社会による祝賀及び毎年国際デーを、かなり意識を高め、産科フィステュラをなくすことに向けた行動を強化するために継続して利用するという決定を推奨する。

12. 各国及びそれぞれのマנדート内で、国連システムの関連基金、計画及び機関と専門機関に以下を要請し、国際金融機関及びNGOを含めた市民社会と民間セクターのすべての関連行為者にも以下を勧める：

(a) 出産時に熟練した介添えへの普遍的アクセスと時宜を得た質の高い緊急産科ケア及び家族計画並びに出産前及び出産後のケアへのアクセスを確保することにより、妊産婦保健ケア・サーヴィスと産科フィステュラ治療を地理的にも財政的にもアクセスできるものにするにより、妊産婦保健を改善するという国際的に合意された目標に応える努力を倍増すること。

(b) 妊産婦・新生児保健ケア・サーヴィスを改善し、サーヴィス提供のすべての領域で、機能する品質管理と監視メカニズムを設置して、完全なケアの連続への女性と女兒のアクセスを確保するために、リファーマル・メカニズム、設備及び供給網への投資のみならず、保健制度の強化、適切な訓練を受けた熟練した人材、特に助産師、産科医、婦人科医及び医師の確保、インフラの開発と維持への支援の提供にさらなる投資を行うこと。

(c) 医者、看護師及びその他の救命フィステュラ・ケアの保健ワーカー、特に産科フィステュラと妊産婦・新生児死亡を防止するための闘いにおける第一線のワーカーである助産師の訓練を支援し、保健専門家の訓練カリキュラムの標準的要素としてフィステュラ修復、治療、ケアに関する訓練を含めること。

(d) 適宜、保健ケア施設と訓練された医療職員の確立と配置、料金が手頃な交通選択肢の

ための輸送セクターとの協働、地域社会に基づいた解決策の推進と支援、産科フィステュラを防止するための介入を行なうことのできる資格を持った保健専門家の農山漁村と遠隔地での存在を確保するための奨励策及びその他の手段の提供を通して、妊産婦・新生児保健ケア・サービス、特に家族計画、熟練した出産時の介添え、緊急産科・新生児ケア及び産科フィステュラ治療を農山漁村と遠隔地と最も貧しい女性と女兒の間を含めて財政的にアクセスできるものにする国内政策、計画及びプログラムを通じた公正なアクセスを確保すること。

(e)国内・国際防止、ケア、治療及び社会経済的再統合を開発し、実施し、支援し、妊産婦死亡と罹病及び産科フィステュラをなくすために、料金が手頃でアクセスでき、包括的で質の高い保健ケア・サービスへのアクセスを確保することにより、産科フィステュラを撤廃し、永続的解決策をもたらすために、さらに多部門的で、学際的で、包括的で、統合された行動計画を開発すること。国々の中では、不平等に対処し、貧しい脆弱な女性と女兒に到達する政策及びプログラムの取組は、国の予算のあらゆる部門に組み入れられなければならない。

(f)国の調整を高め、産科フィステュラをなくすためのパートナーの協働を改善するために、保健省が指導する産科フィステュラのための国のタスク・フォースを適宜設立し、強化すること。

(g)適切な資金が産科フィステュラを含めた性と生殖に関する健康に配分されることを保障し、訓練を受けた専門のフィステュラ外科医と戦略的に選ばれた病院に統合された永久的で包括的なフィステュラ・サービスの利用可能性を高めることを通じて、フィステュラ治療へのアクセスを確保し、それによってフィステュラの外科的修復を待っている女性と女兒のかなりの積み残しに対処し、適宜フィステュラ防止と治療プログラムを開発するための背景情報と原則を提供している世界保健機関の「産科フィステュラ：臨床管理とプログラム開発のための指導原則」と題するマニュアルの利用の検討を含め、訓練、調査、アドヴォカシーと資金作り及び関連する医療基準の適用を促進するために、フィステュラ・センターの間のコミュニケーションを奨励し、保健のための国の予算を増額することにより、産科フィステュラを防止し、既存の症例を治療するために必要な基本サービスを提供するために、保健制度、特に公衆衛生制度の能力を強化すること。

(h)女性と子どもの福利と生存を保護し、手術後のフォローアップとフィステュラ患者の追跡をすべてのフィステュラ・プログラムの日常的で重要な構成要素とすることにより、その後のフィステュラの再発を防止するためにプロヴァイダーの間のネットワーク作りを奨励し、新しい治療技術とプロトコルを分かち合うことにより、無料または適切に助成される妊産婦保健ケアと産科フィステュラ修復・治療サービスを提供するための資金提供を動員すること。再び妊娠したフィステュラ・サヴァイヴァーのための選択的帝王切開へのアクセスも、フィステュラの再発を防止し、続くすべての妊娠において母親と子どもの生存のチャンスを高めるために確保されるべきである。

(i)治療できないまたは手術のできない忘れられた女性と女兒を含め、フィステュラ治療を受けたすべての女性と女兒が、捨てられたこと及び社会的排除を克服できるように、特にスキル開発と所得創出活動を通して、必要である限り、包括的な保健ケア・サービス、包括的な社会統合サービス及びカウンセリング、教育、家族計画、社会経済的エンパワーメントを含めた注意深いフォローアップを提供され、これにアクセスできることを保障すること。市民社会団体及び女性と女兒のエンパワーメント・プログラムとの間の関連性が、この目標を達成するための手助けをするために開発されるべきである。

(j) フィステュラ撤廃、安全な母性、新生児生存のための提唱者として、地域社会の意識啓発と動員に貢献するよう、フィステュラ・サヴァイヴァーをエンパワーすること。

(k) 地域社会と宗教の指導者、伝統的な出産介添え人、フィステュラにかかった女性と女兒、メディア、ソーシャル・ワーカー、市民社会、女性団体、有力な公的人物及び政策策定者と協力することにより、産科フィステュラをどのように防止し、治療できるかについて個々の女性と男性、女兒と男児、地域社会、政策策定者及び保健専門家を教育し、性と生殖に関する健康を含めた到達できる最高の水準の健康への権利を含め、外科的フィステュラ修復を受けた女性と女兒のみならず、妊娠した女性と女兒のニーズに対する意識を高めること。

(l) 産科フィステュラをなくす努力の強化への男性と思春期の男児の参画を高め、「国連人口基金フィステュラをなくすためのキャンペーン」への参画を含め、パートナーとしてのかかわりをさらに強化すること。

(m) フィステュラ防止と治療と社会再統合に関する重要なメッセージを持って効果的に家族と地域社会に到達するために、メディアを通して意識啓発とアドヴォカシーを強化すること。

(n) 産科フィステュラ症例と妊産婦・新生児死亡の保健省への組織的通告及び国の登録へのその記録のための地域社会・施設を基盤としたメカニズムを開発し、国内的に通告できる条件として産科フィステュラを認め、即座の通報を誘発し、妊産婦保健プログラムの開発と実施を導く目的で追跡とフォローアップを行うことにより、調査・監視・評価制度を強化すること。

(o) 国の保健情報システムに統合された国の妊産婦死亡調査と対応システムの一部として、緊急産科新生児ケアとフィステュラの最新のニーズ評価と妊産婦死亡とニアミスの事例の日常的な見直しを行うことにより、フィステュラを含めた妊産婦保健プログラムの企画と実施を導くために、調査、データ収集、監視及び評価を強化すること。

(p) 妊産婦保健を改善するという課題に対処するために、外科的治療のニーズ及び続く妊娠の成功、新生児出生及び厳しい保健関連の併発症に対する術後の見直しを含め、手術・リハビリテーション・社会経済的再統合の質に対処する際に、進歩を測定するための手術前・術後のデータ収集を改善すること。

(q) 女性と女兒が貧困のサイクルを断ち切ることができるように、女性と女兒に基本的保健ケア・サービス、設備と品物、技術訓練及び所得創出プロジェクトを提供すること。

13. 産科フィステュラをなくすために努力の強化が緊急に必要であり、この状況で、ポスト2015年の開発アジェンダの策定で、この問題に相当の配慮をすることの重要性を認める。

14. 2015年までに「ミレニアム開発目標 5」を達成するための努力の一部として、特に「フィステュラをなくすための国連人口基金キャンペーン」を通して産科フィステュラをなくす努力に貢献し、世界的に産科フィステュラをなくす目的で、2015年以降も妊産婦保健を改善する努力を継続することにコミットするよう加盟国に勧める。

15. 「女性の地位の向上」と題する項目の下で、本報告書の実施に関して、第72回総会に報告書を提出するよう事務総長に要請する。

2. 子ども結婚、早期・強制結婚(A/C.3/69/L.20/Rev.1) 2014年11月21日採択

総会は、

子ども結婚、早期・強制結婚に関する2013年12月18日の決議68/148を再確認し

女兒に関する2011年12月19日の決議66/140と2013年12月18日の決議68/146、及び女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の強化に関する2012年12月20日の決議67/144並びに「子ども結婚、早期・強制結婚を防止し、撤廃するための努力の強化：課題、業績、好事例及び実施ギャップ」と題する2013年9月27日の人権理事会決議13/23¹⁴及び子ども結婚、早期・強制結婚に関連する以前のその他のすべての決議を想起し、

「世界人権宣言」¹⁵、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」¹⁶及び「市民的・政治的権利国際規約」²⁵並びに「子どもの権利に関する条約」¹⁷及び「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」¹⁸及びそれらの「選択議定書」¹⁹を含めたその他の関連人権条約に導かれ、

「ウィーン宣言と行動計画」²⁰並びに「国際人口開発会議行動計画」²¹、「北京宣言と行動綱領」²²及びそれらの見直し会議の成果文書を再確認し、

第57回婦人の地位委員会²³と第58回婦人の地位委員会²⁴によって採択された合意結論を想起し、

子ども結婚、早期・強制結婚の防止と撤廃に関する2014年4月2日の人権高等弁務官事務所の報告書²⁵と子ども結婚、早期・強制結婚の防止と撤廃に関するパネル討論に関する2014年7月18日の概要報告書²⁶に感謝と共に留意し、2014年9月5日に総会によって開催されたパネル討論の概要報告書に留意し、

子ども結婚、早期・強制結婚が、人権を侵害し、乱用し、損ない、他の有害な慣行と人権侵害に関連し、これを永続化する有害な慣行であり、そのような侵害は、女性と女兒に不相応な否定的インパクトを与えることを認め、女性と女兒の人権と基本的自由を推進・保護し、子ども結婚、早期・強制結婚の慣行を防止する国家の人権責務とコミットメントを強調し、

約1,500万人の女兒が18歳に達する前に毎年結婚させられており、今日生きている7億人以上の女性と女兒が18歳の誕生日前に結婚しているという事実を含め、全世界で子ども結婚、早期・強制結婚の継続する広がりについて深く懸念し、

¹⁴ 第68回総会公式記録、補遺第53A(A/68/53/Add.1)、第III章を参照。

¹⁵ 決議217A(III)。

¹⁶ 決議2200A(XXI)、付録を参照。

¹⁷ 国連、条約シリーズ、第1577巻、第27531号。

¹⁸ 同上、第1249巻、第20378号。

¹⁹ 同上、第2171巻及び2173巻、第27531号及び決議66/138、付録；国連、条約シリーズ、第2131巻、第20379号。

²⁰ A/CONF.157/24(第I部)、第III章。

²¹ 国際人口開発会議報告書、1994年9月5-13日、カイロ(国連出版物、販売番号E.95.XIII.18)、第I章、決議I、付録。

²² 第4回世界女性会議報告書、1995年9月4-15日、北京(国連出版物、販売番号E.96.IV.13)、第I章、決議I、付録I及びII。

²³ 2013年経済社会理事会公式記録、補遺第7号(E/2013/27)、第I章、セクションAを参照。

²⁴ 同上、2014年、補遺第7号(E/2014/27)、第I章、セクションA。

²⁵ A/HRC/26/22及びCorr.1。

²⁶ A/HRC/27/34。

ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント、貧困削減、教育、性と生殖に関する健康を含めた妊産婦・子ども死亡と保健の領域を含め、子ども結婚、早期・強制結婚の継続する広がり「ミレニアム開発目標」の1から6までの達成と全体的目的に否定的インパクトを与えてきたことに懸念と共に留意し、子ども結婚、早期・強制結婚が、持続可能な開発、包摂的経済成長及び社会統合を継続して損なっていることを認め、

貧困と不安定が子ども結婚、早期・強制結婚の根本原因の中にあり、子ども結婚、早期・強制結婚は依然として農山漁村地域と最も貧しい地域社会の間で共通のものであるということにも懸念を抱いて留意し、極度の貧困の即座の緩和と結果的根絶は、依然として国際社会の優先事項でなければならないことを認め、

子ども結婚、早期・強制結婚がそれ自体開発への障害であり、貧困のサイクルの永続化を助長し、子ども結婚、早期・強制結婚の危険が紛争と人道危機の状況でさらに悪化することも認め、

子ども結婚、早期・強制結婚は深く根付いたジェンダー不平等、規範及び固定観念と本来関連しており、人権の完全享受に対する障害となる有害な慣行、認識及び慣習とも関連しており、子ども結婚、早期・強制結婚が子ども、特に女児を、その生涯を通して様々な形態の差別と暴力に晒し、これに遭遇する危険な立場に置くことも認め、

子ども結婚、早期・強制結婚が、その生活のあらゆる側面で女性と女児の自立と意思決定を損ない、世界のあらゆる場所で女性と女児の教育、経済及び社会的地位の改善に対する障害となり続け、女性と女児のエンパワーメントと女性と女児への投資が、貧困根絶を含めた経済成長並びに影響を受けるあらゆる決定への女児の意味ある参画にとって極めて重要であることをさらに認め、

子ども結婚、早期・強制結婚は、正規の教育をほとんどまたは全く受けていない女児に不相応な悪影響を及ぼし、それ自体が女児と若い女性、特に結婚または出産のために学校から落ちこぼれざるを得なくなった女児の教育機会に対するかなりの障害であることに懸念を抱いて留意し、教育機会が、女性と女児のエンパワーメント、雇用と経済機会、経済的・社会的・文化的開発、ガヴァナンスと意思決定への積極的参画に直接関連していることを認め、

子ども結婚、早期・強制結婚は、早期の頻繁な望まない妊娠、妊産婦・新生児死亡と罹病、産科フィステラ及びHIV/エイズを含めた性感染症の危険をかなり高め、あらゆる形態の暴力に対する脆弱性も高め、性と生殖に関する健康に限られるわけではないがこれを含めた女性と女児の身体的・心理的健康のあらゆる側面に深刻な脅威となり、この慣行の危険にさらされ、悪影響を受けているすべての女児と女性が、教育、カウンセリング、シェルター及びその他の社会的サービス、心理的及び性と生殖に関する健康ケア・サービスと医療ケアのような質の高いサービスへの平等なアクセスがなければならないことを認め、

1. 子ども結婚、早期・強制結婚を防止し、なくし、危険にさらされている人々を保護することを目的とする法律と政策を制定し、施行し、支持し、結婚は、結婚しようとしている配偶者の情報を得た、自由で完全な同意があって初めて成立することを保障するようすべての国々に要請する。

2 女児、宗教と地域社会指導者、市民社会、女性・人権団体、男性と男児及び青少年団体を含めた関連利害関係者の参画を得て、子ども結婚、早期・強制結婚を撤廃し、すでに

結婚している女兒、思春期の若者及び女性を支援する包括的で調整された対応と戦略を、国境を越えて安全なシェルター、司法へのアクセス及び好事例の分かち合いを通して開発し、実施するよう国々に要請する。

3. 特に極度の貧困の根絶のための努力に協力し、支援し、参加することにより、女性と女兒の福利が確保される環境を醸成するよう各国と国際社会に要請し、女性と女兒及びその権利保護への投資が、子ども結婚、早期・強制結婚の慣行をなくす最も効果的方法の一つであることを再確認する。

4. 教育が、子ども結婚、早期・強制結婚を防止し、なくし、既婚の女性と女兒が自分の生活についてより情報を得た選択をする手助けをすることが、最も効果的方法の一つであることを認めつつ、正規の教育を受けたことのない人々のための補習教育と識字教育を含め、質の高い教育により重点を置くことを通して、女性と女兒の教育への権利を推進し、保護するよう各国に要請する。

5. 強制、差別、暴力なしに性と生殖に関する健康を含めた自分のセクシュアリティに関連する事柄を管理し、自由に責任をもって決定する権利を含め、すべての女性と女兒の人権を推進し、保護し、「国際人口開発会議行動計画」、「北京行動綱領」及びこれらの見直し会議の成果文書に従って、性と生殖に関する権利を含めたすべての人権と基本的自由の享受を保護し、可能にする法律、政策、プログラムを採用し、その実施を促進するよう各国政府に要請する。

6. すでに結婚している女兒、思春期の若者及び女性を支援するのみならず、子ども結婚、早期・強制結婚を防止し、撤廃するために、国内・地域・国際レベルで戦略と政策を開発し、実施する際に、加盟国との協働と支援を継続するよう関連国連団体及び機関を奨励する。

7. 持続可能な開発に関する無期限作業部会の成果文書に、子ども結婚、早期・強制結婚のようなすべての有害な慣行の撤廃に関するターゲットが含まれたことを想起し²⁷、子ども結婚、早期・強制結婚を開発と女性と女兒の人権の完全実現に対する障害として認め、子ども結婚、早期・強制結婚の撤廃に向けた進歩を確保する手助けをするために、ポスト 2015 年の開発アジェンダにこのターゲットを含めることに相当の配慮がなされる必要性を認める。

8. 加盟国、国連団体と機関、基金、計画、市民社会及びその他の関連利害関係者によって提供される情報を利用して、蔓延率の高い国々、この慣行をなくし、すでに結婚している女性と女兒を支援することを目的とするプログラムの好事例、この問題に関連する調査、実施、法改革、政策のギャップを特に強調して、2014 年 4 月 2 日の人権高等弁務官事務所の報告書の発表以来、子ども結婚、早期・強制結婚をなくすことに向けた進歩に関して、第 70 回会期末までに総会に包括的な報告書を提出するよう、事務総長に要請する。

9. 子ども結婚、早期・強制結婚の問題の多面的かつ全世界的性質を考慮に入れて、「子どもの権利の推進と保護」と題する項目の下で、第 71 回会期で、子ども結婚、早期・強制結婚の問題を検討することを決定する。

²⁷ A/68/970 を参照。

3. 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の強化(A/C.3/69/L.19/Rev.1) 2014年11月24日採択

総会は、

2006年12月19日の決議61/132、2007年12月18日の決議62/133、2008年12月18日の決議63/155、2009年12月18日の決議54/137、2010年12月21日の決議65/187及び2012年12月20日の決議67/144、及び女性に対する暴力撤廃に関する以前のすべての決議を想起し、

女性・平和・安全保障に関する2000年10月31日の安全保障理事会決議1325号(2000年)、2008年6月19日の決議1820号(2008年)、2009年9月30日の決議1888号(2009年)、2009年10月5日の決議1889号(2009年)、2010年12月16日の決議1960号(2010年)、2013年6月24日の決議2106号(2013年)及び2013年10月18日の決議2122号(2013年)及び2009年8月4日の決議1888号(2009年)、2011年6月12日の決議1998号(2011年)、2012年9月19日の決議2068号(2012年)及び2014年3月7日の決議2143号(2014年)を含めた子どもと武力紛争に関するすべての理事会決議も想起し、

、女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の促進に関する2011年6月17日の人権理事会決議17/11、2012年7月5日の決議20/12、2013年6月14日の決議23/25及び2014年6月26日の決議26/15及び女性差別撤廃に関する2014年6月26日の決議26/5をさらに想起し、

すべての人権と基本的自由を推進・保護するすべての国家の責務を再確認し、性に基づく差別は、「国連憲章」、「世界人権宣言」²⁸、「市民的・政治的権利国際規約」²⁹、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」³⁰、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」³¹、「子どもの権利に関する条約」³²及びその「選択議定書」、「障害者の権利に関する条約」³³及びその地の「移動労働者とその家族の権利保護に関する条約」³⁴のような国際人権条約に反し、その撤廃は横断的問題であり、女性に対するあらゆる形態の暴力の撤廃に向けた努力の不可欠の部分であることも再確認し、

1949年の「ジュネーブ条約」³⁵及び1977年のその「追加議定書」³⁶を含めた国際人道法の規則を想起し、

「ウィーン宣言と行動計画」³⁷、「女性に対する暴力撤廃宣言」³⁸、「北京宣言と行動綱領」³⁸、見直し会議の成果文書及び「女性2000年、21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会成果³⁹を再確認し、

²⁸ 決議217A(III)。

²⁹ 決議2200A(XXI)、付録を参照。

³⁰ 国連、条約シリーズ、第1249巻、第20378号。

³¹ 同上、第1577巻、第27531号。

³² 同上、第2515巻、第44910号。

³³ 決議45/158。

³⁴ 国連、条約シリーズ、第75巻、第970-973号。

³⁵ 同上、第1125巻、第17512号及び17513号。

³⁶ A/CONF.157/24(第I部)、第III章。

³⁷ 決議48/104。

³⁸ 第4回世界女性会議報告書、1995年9月4-15日、北京(国連出版物、販売番号E.96.IV.13)、第I章、決議I、付録I及びII。

³⁹ 決議S-23/2、付録及び決議S-23/3、付録。

第 49 回⁴⁰及び第 54 回⁴¹婦人の地位委員会で採択された宣言も再確認し、第 57 回婦人の地位委員会で「女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止」という優先テーマに関する合意結論に感謝と共に留意し⁴²、女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」の実施における課題と業績に関する第 58 回婦人の地位委員会の合意結論において、女性と女兒に対する暴力の撤廃に払われた注意を歓迎し⁴³、

「世界人権会議」、「国際人口開発会議」、及び「社会開発世界首脳会合」及び「人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に反対する世界会議」の「行動計画」及び 2014 年 9 月 22 日の先住民族世界会議として知られている総会高官本会議の成果文書⁴⁴でなされたジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関連する社会開発の分野での国際公約並びに「国連ミレニアム宣言」⁴⁵、2005 年の世界首脳会合⁴⁶及び「ミレニアム開発目標」に関する総会高官本会議⁴⁷でなされた国際公約をさらに再確認し、2007 年 9 月 13 日の総会決議 61/295 によって採択された「国連先住民族権利宣言」並びに 2013 年 10 月 3 日の「国際移動に関する高官対話宣言」⁴⁸で、女性に対するあらゆる形態の暴力の撤廃に対して払われた注意に留意し、

報告書に含まれている持続可能な開発目標に関する無期限作業部会の提案が、第 69 回総会での政府間折衝プロセスにおいてその他のインプットも検討されることを認めつつ、ポスト 2015 年の開発アジェンダに持続可能な開発目標を統合するための主要な基礎となるべきことを想起し、この点で、そこに含まれているジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃の必要性への言及に感謝と共に留意し、

「国連持続可能な開発会議」の成果文書で合意されたように⁴⁹、あらゆるレベルの持続可能な開発政策、計画及び意思決定への女性の完全かつ効果的参画の必要性を再確認し、その説明責任の強調を含め、ポスト 2015 年の開発アジェンダと女性差別の撤廃に関する女子差別撤廃委員会によるステートメント⁵⁰に留意し、

「国際刑事裁判所設立条約」⁵¹にジェンダー関連の犯罪と性的暴力の犯罪が含まれたことを想起し、この点で、性的暴力とジェンダーに基づく暴力に対する刑事責任免除と闘う努力を強化する検事総長の事業に留意し、強姦及びその他の形態の性的暴力が、戦争犯罪、人道違反の犯罪または大量殺戮または拷問となる行為となることもあることを特別国際刑事法廷が認めたことを想起し、

女性と男性が直面するかも知れない様々な危険を念頭において、人権を尊重する企業の責任を含め、「企業と人権に関する指導原則」⁵²も想起し、

⁴⁰ 2005 年経済社会理事会公式記録補遺第 7 号及び訂正版(E/2005/27 及び Corr.1)、第 I 章、セクション A を参照。経済社会理事会決定 2005/232 も参照。

⁴¹ 2010 年経済社会理事会公式記録補遺第 7 号及び訂正版(E/2010/27 及び Corr.1)、第 I 集、セクション A を参照。経済社会理事会決定 2010/232 も参照。

⁴² 2013 年経済社会理事会公式記録補遺第 7 号(E/2013/27)、第 I 章、セクション A を参照。

⁴³ 同上、2014 年、補遺第 7 号(E/2014/27)、第 I 章、セクション A。

⁴⁴ 決議 69/2。

⁴⁵ 決議 55/2。

⁴⁶ 決議 60/1 を参照。

⁴⁷ 決議 65/1 を参照。

⁴⁸ 決議 68/4。

⁴⁹ 決議 66/288、付録。

⁵⁰ 第 69 回総会公式記録、補遺第 38 号(A/69/38)、決定 57/1。

⁵¹ 国連、条約シリーズ、第 2187 巻、第 38544 号。

⁵² A/HRC/17/31、付録。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)の重要性とジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するその作業において国連システムの説明責任を指導し、調整し、推進する際のその役割を認め、

女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力及び法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者、人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者、子ども売買、子ども買春、子どもポルノに関する特別代表、紛争中の性的暴力に関する事務総長特別代表、子どもと武力紛争のための事務総長特別代表、真実・正義・補償・再び繰り返さないとの保証の推進に関する特別報告者及び子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表を含めた国連団体、機関、基金及び計画並びに専門機関によって行われる数多くの活動に対して感謝を表明し、

全世界でのすべての異なった形態の女性と女兒に対する暴力の広がりについて深く懸念し、世界中での女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止する努力を強化し、女性と女兒に対する暴力は受容できないことを再び強調する必要性を繰り返し述べ、

女性と女兒に対する暴力を犯罪化し、加害者に懲罰を課すのみならず、国連または地域団体によって導かれる平和活動への貢献者としての役割を含め、女性に対する暴力に対処する際に、相当の注意義務を行使しつつ、その実施のための適切な資金提供の規定を伴った女性と女兒に対する暴力の被害者とサヴァイヴァーのための補償と身許確認を含めた正当で効果的な救済策へのアクセスも含めることにより、女性に対する暴力の問題に包括的に対処する国際法の責務に従い、特に国際人権責務とコミットメントに従って、国々は法律と政策を採用し、実施し続けるべきであることを強調し、

武力紛争における性的暴力が紛争解決、紛争後の移行・再建・平和構築プロセスへの女性の参画に与える有害なインパクトを強調し、

性的暴力、虐待、搾取を含めた女性と女兒に太に対する暴力に関連する効果的説明責任とそのような暴力と闘う適切な措置を取ることの重要性を再確認し、

この点で、紛争関連の性的暴力に対する補償に関する事務総長のガイダンス・メモに留意し、

司法、説明責任及び被害者支援に重点を置く「紛争中の性的暴力をなくすための世界首脳会合」を含め、武力紛争中の性的暴力と闘うための国際・地域イニシアティブに感謝と共に留意し、

女性と女兒に対する暴力は、男女間の力関係における歴史的・構造的不平等に根があり、女性に対するあらゆる形態の暴力が、すべての人権と基本的自由の女性と女兒による享受を重大に侵害し、損ないまたは無にし、社会、経済及び政治的意思決定への女性の完全で平等で効果的参画に対する大きな障害となることを認め、

女性の貧困及びエンパワーメントの欠如並びに社会政策からの女性の排除及び教育と持続可能な開発の利益からの排除という結果となる女性の周縁化が、女性を暴力の高い危険にさらすこともあり、女性に対する暴力が、地域社会と国家の社会的・経済的従って持続可能な開発並びに「ミレニアム開発目標」を含め、国際的に合意された開発目標の達成を妨げることも認め、

女性と女兒に対する暴力と HIV/エイズ、貧困根絶、食糧の安全保障、平和と安全保障、人道支援、教育、司法、保健及び犯罪防止へのアクセスのようなその他の問題との間の関

連性を認めることを通して、包括的に女性と女兒に対する暴力に対処する必要性を認め、

人身取引は、女性を暴力にさらす国際組織犯罪の形態の一つであり、これと闘うためには、一致した努力が必要であることも認め、この点で、「国連国際組織犯罪防止条約」⁵³を補う「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」の完全かつ効果的实施、並びに「国連人身取引と闘うための世界行動計画」⁵⁴の完全かつ効果的实施が、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃に貢献することを強調し、

世界的に難民と国内避難民の前例のない数について重大な懸念を抱き、差別と性的・身体的虐待、暴力と搾取にさらされることを含め、難民と国内避難民の中の女性と子どもの特別な脆弱性を認め、この点で、性的暴力とジェンダーに基づく暴力の防止、対応、対処の重要性を認め、

人身取引と麻薬取引を含め、国際組織犯罪から生じる女性と女兒に対する暴力に対処し、犯罪防止戦略において女性に対する暴力を防止し、根絶する特別な政策を採用する必要性を認め、

国内行動計画、戦略、国内調整メカニズムの採用のような法律と刑事司法制度の強化、裁判官、警察、軍、教育・刑事司法専門家を含めた公務員と専門家のため訓練を通じた意識啓発と能力開発を含めた予防・保護措置の実施、暴力に直面しているまたは暴力を受けた女性のための支援とサービスの提供及びデータ収集と分析の改善という結果となった女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃するために国家によって行われた努力と数多くの活動に対して感謝を表明し、

ドメスティック・ヴァイオレンスは、依然として広がっており、世界中であらゆる社会的地位にある女性に悪影響を及ぼしていること及びそのような暴力を撤廃する必要性を認め、この点でジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)、世界保健機関及び国連人口基金のような国連システムの関連機関によって行われる作業を認め、

女性と女兒に対する暴力と闘う際の家族の重要な役割及び女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止し、撤廃するその能力を支援する必要性も認め、

女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力において、女性人権擁護者と女性と青少年団体及びメディアを含め、市民社会のみならず、地域社会、特に男性と男児の重要な役割をさらに認め、

高齢女性、先住民族女性、移動女性及び障害を持つ女性のような重複し、重なり合う形態の差別を受けている者の脆弱性及び彼女たちが直面する特別な暴力の危険を認め、彼女たちに対する暴力と差別に対処する緊急の必要性を強調し、

女性人権擁護者に対する侵害と虐待に対する刑事責任免除が、通報、文書化、捜査と司法のアクセスの欠如、性的暴力を含めたジェンダーに基づく暴力への対処に関連する社会的障害と制約及びそのような暴力と虐待から生じるかも知れない汚名のような要因のために根強く続いていることを重大に懸念し、

罪のない人々の命を奪い、破壊を引き起こし、女性と女兒を含めた人々を強制移動させる、世界の様々な場所での不寛容行為、暴力的極端主義、偏狭な暴力を含めた暴力及びテ

⁵³ 国連、条約シリーズ、第 2237 巻、第 39574 号。

⁵⁴ 決議 64/293。

口行為に驚き、

小火器、軽兵器及び弾薬の違法な使用と違法な取引が暴力、特に女性と女兒に対する暴力を悪化させることを認め、

ジェンダーに基づく暴力の重大な行為または女性と子どもに対する暴力の重大な行為に関して締約国のための規定を含んでいる「武器取引条約」⁵⁵の来るべき発効に留意し、

1. 「女性に対する暴力」が、そのような行為の脅し、強制または恣意的自由の剥奪を含め、公的生活で起ころうとも、私的生活で起ころうとも、女性と女兒に対する身体的・性的・心理的害悪または苦しみという結果となるまたは結果となる可能性のあるジェンダーに基づく暴力行為を意味することを強調し、そのような暴力によって引き起こされる経済的・社会的害悪にも留意する。

2. ジェンダーに基づく暴力は、男性と同等に権利と自由を享受する女性の能力を深刻に禁じる一形態の差別であることを認める。

3. 女性と女兒に対する暴力は、人権の享受とジェンダー平等、開発、平和、安全保障及び国際的に合意された開発目標、特に「ミレニアム開発目標」の達成に対する主要な障害として、世界のすべての国々で根強く続いていることも認める。

4. すべての人権は普遍的で、不可分で、相互に依存し合い、相互に関連しており、国際社会は、同じ立場で、同じ重点を置いて、公正に、平等に、世界的に人権を扱わなければならないことをさらに認め、国と地域の特異性と様々な歴史的・文化的・宗教的背景を念頭に置かなければならないが、政治的・経済的・文化的制度にかかわらず、すべての人権と基本的自由を推進・保護することが、国家の責務であることを強調する。

5. 国家が、女性に対するあらゆる形態の暴力を強く非難し、「女性に対する暴力撤廃宣言」に述べられているように、その撤廃に関する国家の責務を避けるために、慣習・伝統・宗教の配慮を引き合いに出すことを控えることが重要であることを強調する。

6. 暴力的な極端主義者が、国際法に違反して、女性と女兒を含めた民間人を標的にすることを強く非難し、努力が国際法の下での国家の責務に従っていることを保障しつつ、暴力的な極端主義の広がりにつながる条件に対処することにより、これと闘う努力を強化するようすべての国々に要請する。

7. 暴力行為が国家によって行われようとも、民間の人によって行われようとも、または企業を含めた非国家行為者によって行われようとも、女性と女兒に対するすべての暴力行為を強く非難し、家庭内、一般の地域社会内、国家によって行われ、大目に見られるところでのジェンダーに基づくあらゆる形態の暴力の撤廃を要請する。

8. 国家は、女性と女兒を含めた万人のすべての人権と基本的自由を推進・保護するあらゆるレベルでの責務を有し、女性と女兒に対する暴力加害者を防止し、捜査し、訴追し、責任を取らせるために相当の注意義務を行使しなければならない、刑事責任免除をなくし、被害者とサヴァイヴァーのために適切な救済策へのアクセスを提供し、民事補償、保護命令及び刑事的制裁の警察と司法による適切な施行及び再被害を避けるためのシェルター、心理社会的サービス、カウンセリング、保健ケア及びその他の型の支援サービスを含め、女性と女兒の保護とエンパワーメントを確保するべきであり、そうすることが、暴力を受けた女性による人権と基本的自由の享受に貢献することを強調する。

⁵⁵ 決議 67/234 B を参照。

9. 女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の強化に関する事務総長報告書⁵⁶、並びに女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者報告書⁵⁷を歓迎する。

10. 女子差別撤廃委員会及び女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者による努力と貢献を含め、女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する地方・国際・地域・国際レベルでの努力と貢献も歓迎し、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」とその「選択議定書」の批准または加盟を検討するよう各国を奨励する。

11. 事務総長の2008年から2015年までのキャンペーン「女性に対する暴力をなくすための団結」及びこのキャンペーンの地域構成要素において達成された進歩に対して感謝を表明し、女性に対するあらゆる形態の暴力をなくすための国連システムによる具体的なフォローアップ活動の実施を促進する必要性を強調する。

12. 女性と女兒に対する暴力を防止し、なくすために活動している政府機関と非政府機関が行った寄付を含め、国内・地域・国際行動に支援を提供するために、「国連女性に対する暴力撤廃行動支援信託基金」さらなる資金提供の必要の重要性を強調しつつ、各国、民間セクター及びその他のドナーによって既に「基金」に対してなされた寄付を歓迎し、

13. 世界の様々な部分での武力紛争の根強さが、女性に対するあらゆる形態の暴力の撤廃に対する主要な障害であることを再確認し、武力紛争とその他の形態の紛争とテロリズム及び人質取りが、未だに世界の多くの部分で根強く続いており、侵略、外国の占領、民族紛争及びその他の型の紛争が継続する現実であり、ほとんどすべての地域で女性と男性に悪影響を及ぼしていることを念頭に置き、この状態に特別な重点を置き、そのような状況で暮らしている女性と女兒の苦しみを和らげることに優先的に注意を払い、支援を強化し、女性と女兒に対して暴力が加えられるところでは、そのような暴力のすべての加害者が、相当に捜査され、国際人道法と人権法を尊重する必要性を強調しつつ、平和維持ミッションに勤める警察、軍、または文民職員を出している適切な当局により、刑事責任免除をなくすために適宜訴追され、罰せられることを保障するよう要請し、適宜、「国際刑事裁判所設立条約」を含め、関連国際条約に述べられている性的暴力とジェンダーに基づく暴力に関する様々な規定を検討するよう国々に勧める。

14. 紛争解決プロセスの状況で、特赦の規定から国際法の下で禁じられている女性と女兒の殺害と傷害、性的暴力の犯罪を排除し、そのようなプロセスへの女性の完全かつ効果的の参画を保障しつつ、移行司法メカニズムを含め、武力紛争、紛争解決及び紛争後の状況のあらゆる段階でそのような行為に対処する必要性を強調する。

15. 武力紛争及び紛争後の状況及び自然災害の状況で、性的暴力とジェンダーに基づく暴力を含め、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の防止と対応が、適宜、刑事責任免除をなくすための加害者の捜査、訴追、懲罰を通して優先され、効果的に対処されることを保障すること、女性の司法へのアクセスに対する障害の除去、苦情・通報メカニズムの設立、被害者とサヴァイヴァーへの支援の提供、性と生殖に関する健康を含めた料金が手頃でアクセスできる保健ケア・サービス、及び再統合措置、及び紛争解決と平和構築ミッションとプロセス及び紛争後の意思決定への女性の参画を高める手段を取ることの重要性も強調する。

16. 世界中の多くの国々が取った重要な手段にもかかわらず、国々は、女性と女兒の保護、そのエンパワーメント及びサービス提供のみならず、女性と女兒に対する暴力の防止に

⁵⁶ A/69/222。

⁵⁷ A/69/368。

継続して重点を置き、従って、女性と女兒に対する暴力をなくすための法律と政策を実施し、利用できるプログラム、政策及び法律の実施を監視し、厳しく評価し、できる限りそのインパクト、アクセス可能性、及び効果を改善するべきであることをさらに強調する。

17. 平和維持ミッションとプロセス及び特別政治ミッションを含め、司法と矯正策を求めるときに女性と女兒が再被害に遭わないようにするために、女性と女兒、特に暴力を受けた女性と女兒の異なった特別なニーズに対して担当官の意識を高めるために、女性と女兒に対する暴力を防止し、被害者を支援し、暴力行為を捜査し、罰することを目的とする政策とプログラムの実施に対して責任を有するすべての担当官が、継続中の適切な訓練と情報へのアクセスを受けることを保障する措置を国家が取るべきであることを強調する。

18. 国家は、女性に対するあらゆる形態の暴力に対して女性をエンパワーし、保護し、暴力を経験した女性と家族が利用できる支援についての情報を普及し、司法制度のあらゆる段階を含め、暴力を受けたすべての女性が時宜を得た適切な情報を利用できることを保障することにより、その権利について女性たちに伝え、女性の権利とそれら権利の侵害に対する既存の懲罰についてすべての人々に伝えるために、できる限りの措置を取るべきであることも強調する。

19. 国連機関の支援を得て、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの達成のみならず、女性と女兒に対する暴力の防止と非難に、パートナー及び変革の担い手として、家族と地域社会のみならず男性と男児を完全にかかわらせ、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃における男性と男児の責任と役割を推進する適切な政策を開発するよう、各国に要請する。

20. ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを達成し、例えば以下により、女性に対するすべての暴力行為を防止し、保護し、捜査するために相当の注意義務を行為する国家の責任から目を離さないことにより、女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃することを目的とする具体的プログラム、行動及びより組織的で、包括的で、多部門的で、維持される取組に変えられるような国内戦略を継続して開発するよう各国に要請する：

(a)すべての関連利害関係者とのパートナーシップで、すべての関連レベルで、データ収集と分析を含む、あらゆる側面の女性と女兒に対する暴力と闘うための包括的で、統合された国内計画、女性と女兒に対する暴力につながるメディアにおけるジェンダー固定観念を撤廃するための資金を利用した国内情報キャンペーンのみならず、防止・保護措置を確立すること。

(b)女性を差別し、女性に差別的インパクトを与えるすべての法律、規則、政策、慣行、慣習を見直し、適宜、改訂し、修正または廃止し、多様な法制度、及び存在する場合には代替の紛争解決の規定が、国際的な人権責務、コミットメント、非差別の原則を含めた原則に従っていることを保障すること。

(c)説明責任を確保し、国内・国際法の下で、女性と女兒に対する性犯罪とジェンダーに基づく犯罪の加害者を罰することにより、刑事責任免除をなくし、国内司法または適宜国際司法の下で、そのような犯罪の加害者であると申し立てられた者に責任を取らせる必要性を強調すること。

(d)司法へのアクセスを確保し、通報の割合を改善し、通報から有罪判決に至る高い減少率に対処する目的で、女性に対する暴力に関する現在の法律、規則及び手続のインパクトを評価し、防止と女性の保護及び被害者の救済策への容易いアクセスに重点を置いて、女性に対するあらゆる形態の暴力に関連する刑法と手続きを適宜強化すること。

(e)女性と女兒に対する暴力を犯罪化し、緊急命令と保護命令、捜査、刑事責任免除をなくすための加害者の訴追と適切な懲罰のための仲裁付託合意のような学際的でジェンダーに配慮した予防・保護措置及び適切な民事救済策と矯正策へのアクセスのみならず、被害者とサヴァイヴァーをエンパワーする支援サービスを提供する法律と包括的措置を採用し、適宜見直し、促進された効果的实施を確保すること。

(f)ドメスティック・ヴァイオレンスを禁止し、懲罰措置を定め、そのような暴力からの適切な法的保護を確立する法律を制定し、強化し、実施することを通して、そのような暴力に優先問題として対処し、撤廃すること。

(g)公的または私的生活で起こる女性に対する暴力と闘う必要性について、すべての利害関係者、特に男性と男児の間に意識を啓発し、統合された防止戦略の一部として、特に全国的な意識啓発キャンペーン及び防止と保護及び差別的な社会規範とジェンダー固定観念の変容を推進するその他の方法の定期的で繰り返される利用と資金提供を通して、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを推進すること。

(h)ジェンダーに基づく暴力と不平等を助長するコマーシャルの広告によるものを含め、ジェンダー役割の固定観念のインパクトを調査するようメディアを奨励すること。

(i)女性と女兒に対する暴力撤廃に対する効果的な法的取組、法制度における意識と調整の専門知識を含め、知識は十分あることを保障し、この目的で、適宜、女性と女兒に対する暴力事件のためのフォーカル・ポイントを法制度の中で任命すること。

(j)被害者のプライバシーと機密性を確保し、維持しつつ、法律、政策、戦略及び防止・保護措置を効果的に見直し、実施するために、適宜、法律執行機関を含めたその他の行為者とのパートナーシップで、国内統計事務所のかかわりを得て、防止・保護措置の効果について、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を監視するための性別・年齢別データの組織的収集、分析、普及も確保すること。

(k)国の指標の利用を通して、女性に対する暴力を撤廃するために取られる国内行動計画を含め、国の措置の実施を監視し、評価するための適切な国内メカニズムを設立すること。

(l)女性と女兒のエンパワーメントとジェンダー平等を推進し、女性と女兒に対する暴力をなくし、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力及びその他の関連する活動を防止し、矯正策を提供する国内戦略と行動計画の実施のために適切な財政的支援と人材を提供すること。

(m)特に農山漁村・遠隔地域において、特に非識字を撤廃し、あらゆるレベルの教育におけるジェンダー格差を埋め、それによって女性と女兒のエンパワーメント及び女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃に貢献することにより、教育への権利の実現に投資すること。

(n)尊重し合う関係の開発を推進し、偏見、有害な慣習的慣行及び男女どちらかの劣性または優位性の考え及び男女の固定的役割に基づくその他のすべての慣行を撤廃するために、学校、教育プログラム、教師、親、宗教指導者、青少年団体及びジェンダー平等と人権に関して意識啓発された教材を含め、あらゆるレベルで女性と女兒に対する暴力が受け入れられないことに対する意識を啓発することにより、あらゆる年齢の男女の社会的・文化的行動のパターンを修正するために、教育制度への参入の時点から特に教育の分野ですべての適切な措置を採用すること。

(o)あらゆる関連する場所で、交通手段のようなインフラを改善し、別個の適切な下水処理施設、改善された照明、運動場及び安全な環境を提供し、学校と地域社会で暴力防止活動を行ない、女兒に対する暴力に対する懲罰を確立し施行することを含め、セクシュアル・ハラスメントやいじめ及びその他の形態の暴力禁止し、防止し、対処する国内政策を採用し、安全で暴力のない環境を設立することにより、学校及び学校の行き帰りでの女兒の安心・安全を改善すること。

(p)あらゆるレベルでジェンダーに配慮した教育プログラムを開発し、この点で、女性と男性、青少年、女兒と男児が、建設的で固定観念的ではない役割で描かれることを保障する具体的措置を取ること。

(q)幼年期後半及び大人になってから受けるかも知れない暴力行為または再被害の危険を減らすために、親としての教育プログラムのような暴力またはその危険にさらされている家族と子どもに関して、早い段階での防止措置を推進すること。

(r)性的虐待を含め、あらゆる形態の身体的・精神的暴力、傷害、虐待、ネグレクト、不注意な扱い、冷遇、または搾取から子どもを保護するために、適切な法的・行政的・社会的・教育的措置が設置されていることを保障すること。

(s)子ども結婚、早期・強制結婚及び女性性器切除の発生をなくし、これら慣行に関連する害悪に関して情報を提供するために、適切な法的・行政的・社会的・教育的措置が設置されていることも保障すること。

(t)特に経済的自立を強化し、特にあらゆるレベルの質の高い教育と訓練、料金が手頃で適切な公共の社会サービス並びに財源と雇用、土地及びその他の財産を所有し、アクセスする完全で平等な権利への平等なアクセスを女性に保証する社会・経済政策を通して、社会と意思決定プロセスに完全に参画することを保障することにより、女性、特に貧困の中で暮らしている女性をエンパワーし、暴力に対する脆弱性を減らすために、女性の増加するホームレスの割合と不適切な住居に対処するさらなる適切な措置を取ること。

(u)女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を刑事的罪として扱い、特にそのような犯罪の防止と再発防止に貢献し、犯罪の重大さに応じた懲罰と暴力を受けた女性と女兒に起こった害悪を罰し、適宜矯正する国内法での制裁を確保すること。

(v)刑事司法プロセスがジェンダーに配慮したものであり、加害者に対する制限・排除命令、証言支援、暴力被害者の社会への再統合のための適切で包括的措置のような、暴力に直面したまたは受けた女性を保護するための適切な保護と措置が設置されていることを保障しつつ、被害者の同意の要件が女性と女兒に対する暴力の加害者を裁判にかけることに対する障害とならないような効果的措置を、適宜、取ること。

(w)女性の司法へのアクセスに対するすべての障害の除去を奨励し、特に法的手続きと家族法に関連する問題に関して情報を得た決定ができるように、すべての女性が効果的な法的支援へのアクセスがあることを保障し、必要ならば国内法の制定を通して、受けた害悪に対する公正で効果的な救済策にアクセスできることも保障すること。

(x)女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の防止、捜査、訴追及び懲罰において、すべての関連公務員と市民社会を含め、すべての利害関係者の間の効果的協力と調整を確保すること。

(y)「国際人口開発会議行動計画」、「北京行動綱領」及びこれらの見直し会議の成果文書に従って、政策と法的枠組の開発と施行及び現代的な避妊の安全で効果的方法、緊急避妊、

思春期の妊娠のための予防プログラム、産科フィステラ及びその他の妊娠と出産の併発症を減らす熟練した出産介添えと緊急産科ケアのような妊産婦保健ケア、中絶サービスが国内法で認められているところでは安全な人工妊娠中絶及び生殖器官の感染症、性感染症、HIV、及び生殖器官癌の予防と治療を含めた質の高い包括的な性と生殖に関する保健ケア・サービス、情報及び教育を普遍的にアクセスでき、利用できるようにする保健制度の強化を通して、すべての女性の人権とその性と生殖に関する健康と権利の推進と保護を保障し、人権には、性と生殖に関する健康を含め、強制、差別、暴力を受けることなく、自分のセクシュアリティに関する問題を自由に責任をもって管理し、決定する権利が含まれることを認めること。

(z)人身取引に対して女性と女兒を脆弱にする要因を含め、人、特に女性と女兒の人身取引の問題に対する一般の意識を啓発するのみならず、あらゆる形態の人身取引を犯罪化することにより、女性と女兒の人身取引を防止し、これと闘い、撤廃し、あらゆる形態の搾取と強制労働を助長する需要をなくし、女性と子どもの搾取をなくす目的で、適宜メディアが役割を果たすよう奨励すること。

(aa)農山漁村地域においても利用でき、アクセスできるシェルター、法的カウンセリング、保健カウンセリング、心理的カウンセリング及びサービスが、暴力に直面しているまたは暴力を受けたすべての女性とその子どもが利用できる即座の保護と支援を提供するために、あらゆるレベルで包括的で、調整された、学際的な、アクセスできる、維持される、多部門的サービス、プログラム、対応を確立し、統合されたセンターが利用できないところでは、機関間の協働と調整を推進すること。

(bb)暴力に直面しまたは暴力を受けた女性に情報、カウンセリング、支援及びリファール・サービスを提供する国内及び地方のヘルプラインの設立を奨励し、強化しまたは支援すること。

(cc)刑務所制度及び保護観察サービスが、女性に対する暴力への統合された対応の一部として、再犯を防ぐ防止ツールとして、加害者のための適切なリハビリテーション・プログラムを提供することを保障すること。

(dd)女性と女兒に対する差別と暴力をなくす努力において、ライフ・サイクルの取組を採用し、高齢女性に悪影響を及ぼしている特別な問題にさらなる可視性と注意が与えられることを保障すること。

21. 国の優先事項を考慮に入れて、特にガイドライン、方法論、好事例の分かち合いの促進のような政府開発援助及びその他の適切な支援を通して、要請に応じて、女性と女兒に対する暴力撤廃に関する国内行動計画の開発と実施において、女性と女兒に対する暴力を撤廃する国内努力を高めるために、女性と女兒のエンパワーメントとジェンダー平等を推進する国内努力を支援するよう、国連システム及び適宜、地域・小地域団体を含め、国際社会に要請する。

22. 説明責任を確保し、女性に対する暴力加害者を罰することにより、刑事責任免除をなくすことへの特別国際刑事法廷と国際刑事裁判所の貢献を強調し、2002年7月1日に発効した「国際刑事裁判所設立条約」の批准または加入を優先問題として検討するよう各国に要請する。

23. 「女性とジェンダー平等に関する機関間ネットワーク」と相談して、「女性に対する暴力撤廃行動支援国連信託基金」の2010年から2015年までの戦略の実施に関するガイドラインを継続して提供し、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止し、矯正するため

のシステム全体にわたる資金提供メカニズムの効果をさらに高め、特に「信託基金」の外部評価の結果と勧告に相当に配慮するよう、「信託基金」の機関間プログラム諮問委員会に要請する。

24. 国連システム内で、適切な資金が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)及びジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び女性と女児の人権に対して責任を有する暴力を防止し、撤廃する努力に割り当てられるべきであることを強調し、必要な支援と資金を利用できるようにするよう国連システムに要請する。

25. 女性に対する暴力に関する事務総長のデータベースの重要性も強調し、特に女性に対する暴力の撤廃とそのような暴力の被害者の支援を目的とする国内政策と法的枠組に関してデータベースに情報を提供してきたすべての国々に感謝を表明し、データベースに最新の情報を定期的に提供するようすべての国々を強く奨励し、要請に応じて関連情報の定期的編集と更新において継続して国々を支援し、市民社会を含め、すべての関連利害関係者の間にこのデータベースに対する意識を啓発するよう国連システムのすべての関連機関に要請する。

26. 女性と女児に対する暴力に関する統計の加盟国による作成を支援するためのガイドラインの開発に関して、統計委員会によって要請されたように、事務局の経済社会問題局の統計部の作業を認める。

27. 女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を撤廃するためのあらゆるレベルの努力を強化し、女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する国内努力のために効果的支援を強化する目的で、その作業をよりよく調整するよう、すべての国連機関、基金、計画及び専門機関に要請し、ブレトン・ヴッズ機関に勧める。

28. 第 70 回・71 回総会に、年次報告書を提出するよう、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者に要請する。

29. 以下を含む報告書を第 71 回総会に提出するよう事務総長に要請する:

(a)女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力における各国への支援を含め、決議 67/144 及び本決議の実施のフォローアップ活動に関して国連機関、基金、計画及び専門機関により提供される情報。

(b)本決議を実施するためのフォローアップ活動に関して、国々によって提供される情報。

30. システム全体にわたる国連のメカニズムとして、「女性に対する暴力撤廃行動支援国連信託基金」の効果をも高める際に遂げた進歩を含め、決議 65/187、67/144 及び本決議を実施するための最近のフォローアップ活動及び事務総長の女性に対する暴力をなくすためのキャンペーンの進歩に関して、国連機関、基金、計画及び専門機関によって提供される情報を含め、第 59 回及び 60 回婦人の地位委員会に、口頭による報告を提出するよう事務総長に要請し、その報告に速やかに貢献するよう、国連機関、基金、計画及び専門機関に要請する。

31. 「女性の地位の向上」と題する項目の下で、第 71 回会期でこの問題の検討を継続することを決定する。

4. 女性と女兒の人身取引(A/C.3/69/L.21/Rev.1) 2014年11月24日採択

総会は、

人間の尊厳、人権及び開発に対する重大な脅威となる人、特に女性と子どもの人身取引に対する強い非難を繰り返す述べ、

「国連国際組織犯罪防止条約」⁵⁸及びその「選択議定書」、特に「国連国際組織犯罪防止条約」を補う「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」⁵⁹及び「国連国際組織犯罪防止条約」を補う「陸路・海路・空路による移動者の密輸を禁じる議定書」⁶⁰、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」⁶¹及びその「選択議定書」⁶²、「子どもの権利に関する条約」⁶³及びその子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する「選択議定書」⁶⁴及び「人身取引及び他人の売春の搾取の抑制のための条約」⁶⁵のような、女性と女兒の人身取引の問題に関連する問題を特に扱い、これに対処するすべての国際条約、並びに総会、経済社会理事会及びその機能委員会、及び人権理事会のこの問題に関する関連決議を想起し、

2003年12月25日に発効し、人身取引の犯罪の国際的に合意された定義を初めて提供し、人身取引の防止、被害者の保護及び加害者の訴追を目的とする「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」の重要性を認め、

「国連国際組織犯罪防止条約」とその「選択議定書」の実施を見直すための適切なメカニズムの明確化に向けた手段を取るための第7回「条約締約国会議」の成果を歓迎し、

関連国際会議や首脳会合の成果文書に含まれている女性と女兒の人身取引に関連する規定、特に第4回世界女性会議で採択された「北京宣言と行動綱領」に含まれている人身取引の問題に関する戦略目標⁶⁶を再確認し、

人身取引された被害者に対する需要と闘い被害者を保護するために、あらゆる形態の人身取引と闘い、撤廃するための効果的措置を立案し、施行し、強化するために、「ミレニアム首脳会合」、「2005年世界首脳会合」及び「ミレニアム開発目標」に関する総会高官本会議で世界の指導者によってなされたコミットメントも再確認し、

2010年7月30日に総会によって、その決議64/293で採択された「国連人身取引と闘うための行動計画」を含め、各国、国連機関、政府間機関及びNGOの、人、特に女性と子どもの人身取引の問題に対処する努力を特に歓迎し、

強制労働の防止のために取られる措置には、強制労働の目的での人身取引を禁止する明確な行動が含まれるものとするとして定めている国際労働機関の1930年の「強制労働条約の議定書」(第29号)及び2014年の「強制労働の効果的抑制のための補足措置に関する勧告」(第

⁵⁸ 国連、重役シリーズ、第2225巻、第39574号。

⁵⁹ 同上、第2237巻、第39574号。

⁶⁰ 同上、第2242巻、第39574号。

⁶¹ 同上、第1249巻、第20378号。

⁶² 同上、第2131巻、第20378号。

⁶³ 同上、第1577巻、第27531号。

⁶⁴ 同上、第2171巻、第27531号。

⁶⁵ 同上、第96巻、第1342号。

⁶⁶ 第4回世界女性会議報告書、1995年9月4-15日、北京(国連出版物、販売番号E.96.IV.13)、第I章、決議I、付録I及びII。

203号)の、2014年6月11日の第103回国際労働総会による採択に留意し、

第58回婦人の地位委員会で採択された合意結論の中で、人身取引に対して女性と女兒を脆弱にする要因を含め、人、特に女性と女兒の人身取引の問題に対する一般の意識を啓発し、性的搾取と強制労働を含め、あらゆる形態の搾取を助長する需要を撤廃する目的で思い止まらせ、この問題に対処するために必要な法律・規則・懲罰を見直し、採用し、人身取引が重大な犯罪であることを強調するためにそれらを公表するために適切な措置を取るとの各国政府の公約を歓迎し、

人身取引被害者の状況に対する意識を啓発し、その権利と推進と保護を必要とする状況で、2014年7月30日の初めての「世界人身取引禁止デー」の遵守も歓迎し、

人権条約機関及び人、特に女性と女兒の人身取引に関する人権理事会の特別報告者、女性に対する暴力、その原因と結果に関する理事会の特別報告者、子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表、子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する理事会の特別報告者及び結果と原因を含めた現代の形態の奴隷制度に関する理事会の特別報告者の報告書を含め、人身取引の重大な犯罪に対処するために市民社会のみならず、国連機関及びその他の関係政府間機関と政府機関によって、それぞれの既存のマンデート内で取られた手段に感謝と共に留意し、これを継続し、できるだけ広くその知識と好事例分かち合うようこれら諸機関を奨励し、

人、特に女性と女兒の人身取引に関する特別報告者のマンデートの更新⁶⁷と特別報告者の任務の一部が、特に人身取引の問題に関連するジェンダーと年齢に特化した脆弱性の明確化を通して、そのマンデートの作業全体を通してジェンダーと年齢に特化した観点を統合することであるという事実留意し、

2002年7月1日に発効した「国際刑事裁判所設立条約」⁶⁸にジェンダー関連の犯罪が含まれたことを認め、

人身取引を防止し、加害者を捜査し、罰し、被害者を保護し、エンパワーするために相当の注意義務を行使する国家の責務及びこれを行わないことが、被害者の人権と基本的自由の享受を侵害し、損ない、無にすることを念頭に置き、

ますます多くの女性と女兒が、地域と国家の内部及び間のみならず、先進国も含め、人身取引されつつあり、男性と男児も性的搾取を含めた人身取引の被害者であることを重大に懸念し、

反人身取引努力の中には、性的搾取、強制労働、サービス及びその他の形態の搾取の目的での人身取引に対して特に脆弱な女性と女兒の状況に効果的に対処するために必要なジェンダーと年齢に対する配慮を欠いているものがあることを認め、従って、すべての反人身取引努力にジェンダーと年齢に配慮した取組を組み入れる必要性を強調し、

女性と子ども、特に女兒の人身取引の特別な問題にグローバル化が与えるインパクトに対処する必要性も認め、

貧困、失業、社会経済的機会の欠如、ジェンダーに基づく暴力、差別及び周縁化が、人身取引に対して人を脆弱にする助長要因の中にあることをさらに認め、

⁶⁷ 人権理事会決議 26/8 を参照。

⁶⁸ 国連、条約シリーズ、第 2187 巻、第 38544 号。

紛争及び紛争後の環境、自然災害及びその他の緊急事態の環境を含め、人道危機状況にある女性と女兒の人身取引に対する高い脆弱性を認め、

人身取引される危険を減らし、人身取引被害者の身元確認を手助けするために、出生登録証明書のような関連文書の提供に関連する努力を強化する必要性も認め、

遂げられた進歩にもかかわらず、女性と女兒の人身取引の防止と闘いに対する課題は残っており、法律を実施し、女性と女兒の人身取引の性質・程度・危険要因の適切な分析ができるようにする性別・年齢別の信頼できるデータと統計の収集を継続して改善するために、法律とプログラムを採用するさらなる努力が払われるべきであることをさらに認め、

暴力、差別、搾取及び虐待から女性移動労働者を保護する努力を推進するために、移動と人身取引との間の関連性を探求することの重要性を認め、

女性と子どもの搾取及び子どもポルノ、小児性愛及びその他の形態の子どもの性的搾取、並びに強制結婚と子ども結婚を含め、他人の売春の搾取のための募集の目的でのインターネットを含めた新しい情報コミュニケーション技術の利用について懸念し

危険で非人間的な条件にお構いなく、甚だしく国内法と国際基準に違反した国際的な人、特に女性と子どもの人身取引から利益を得る国際犯罪組織及びそれに他の増加する活動についても懸念し、

女性と女兒は、臓器の除去を目的とする人身取引の危険に対しても脆弱であることに懸念を抱いて留意し、この点で、第 23 回犯罪防止・刑事司法委員会によって採択された「人身取引と臓器の除去を目的とする人身取引の防止と闘い」と題する委員会決議 23/2 に留意し、

人身取引被害者が、特に人種主義、人種差別、外国人排斥、関連する不寛容にさらされており、女性と女兒の被害者は、ジェンダー、年齢、民族性、障害、文化及び宗教並びにその出自を根拠とする重複する形態の差別をしばしば受けることがあり、そういった形態の差別そのものが人身取引を助長するかも知れないことを認め、

性的搾取、搾取労働及び違法な臓器の除去を助長する需要の中には、人身取引によって満たされるものもあることに懸念を抱いて留意し、

人身取引の女性と女兒の被害者は、そのジェンダーのために、自己的人権についての情報、意識及び認識の一般的欠如としばしば人身取引に関連する汚名並びにその人権侵害の場合に正確な情報と依頼メカニズムへのアクセスを得る際に遭遇する障害によって不利な立場に置かれ、周縁化され、その保護と意識を高めるために、特別な措置が必要であることを認め、

ポスト 2015 年の開発アジェンダにおいて、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成するための機会のみならず、「北京宣言と行動綱領」の実施において遂げられた進歩の見直しの枠組内で、第 59 回会期で、女性と女兒の人身取引の問題を検討するよう、婦人の地位委員会を奨励し、

報告書⁶⁹に含まれている「持続可能な開発目標に関する無期限作業部会」の提案が、その他のインプットも政府間折衝プロセスで検討されることを認めつつ、ポスト 2015 年の開発アジェンダに持続可能な開発目標を統合するための主たる基礎となるべきであるとの 2014 年 9 月 10 日の決議 68/109 における第 69 回総会の決定を歓迎し、「無期限作業部会」の提

⁶⁹ A/68/970.

案に含まれているジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントの確保への言及に感謝と共に留意し、

人、特に女性と女兒の人身取引の問題に対処する各国政府、政府間機関及び NGO の好事例に関する情報交換を含めた 2 国間、小地域・地域・国際協力メカニズムとイニシアティブの重要性を再確認し、

バンコクで 2014 年 5 月に開催された人身取引に関する国内報告者と同等のメカニズムとのパートナーシップの強化に関する第 2 回協議会及び首尾一貫して人身取引に対処し、情報と好事例を交換し、様々な国の経験を土台とするために、世界中のそのようなメカニズムの非公式のネットワークの設立に留意し、

人、特に女性と子どもの人身取引を根絶するための国際協力と技術的支援プログラムを含めた世界的努力には、強力な政治的コミットメント、調整された統合力のある努力及び送り出し国、経由国、目的国の政府の積極的協力が必要であることを再確認し、

防止、保護、リハビリテーション、送還、再統合のための政策とプログラムが、被害者の安全に気遣い、その人権の完全享受を尊重して、送り出し国、経由国、目的国のすべての行為者がかかわって、ジェンダーと年齢に配慮した、包括的で、学際的取組を通して、開発されるべきことを認め、

被害者の人権と尊厳を完全に尊重して、すべての人身取引被害者を保護し、支援する必要性を確信し、

1. 女性と女兒の人身取引に取り組む国々による措置と国連システム内の活動に関する情報を提供する事務総長の報告書⁷⁰に感謝と共に留意する。

2. 女性と女兒の人身取引と闘うために取られた措置と活動に関して、加盟国と国連機関によって提出された情報にも感謝と共に留意し、まだこれを行っていない加盟国と国連機関に、事務総長の報告書に含めるために要請された情報を提出するよう要請する。

3. 人、特に女性と子どもの人身取引に関する人権理事会の特別報告者の報告書⁷¹に留意する。

4. 人身取引との闘いにおいて条約が果たす中心的役割りを考慮に入れて、「国連国際組織犯罪防止条約」とこれを補う「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」の批准または加入を優先問題として検討するよう、まだこれを行っていない加盟国に要請し、これら条約を完全に効果的に実施するようこれら条約の締約国に要請する。

5. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」とその「選択議定書」、「子どもの権利に関する条約」とその「選択議定書」⁷²及び「移動労働者とその家族の権利保護に関する条約」⁷³並びに国際労働機関の 1930 年の「強制労働条約」(第 29 号条約)⁷⁴とその「議定書」、1947 年の「労働検査条約」(第 81 号条約)⁷⁵、1949 年の「雇用のための移動条約」(第 97 号条約)⁷⁶、1958 年の「差別(雇用と職業)条約」(第 111 号条約)⁷⁷、1973 年の「最低年齢

⁷⁰ A/69/224。

⁷¹ A/69/269 及び A/HRC/26/37。

⁷² 国連、条約シリーズ、第 2171 巻及び 2173 巻、第 27531 号及び決議 66/138、付録。

⁷³ 国連、条約シリーズ、第 2220 巻、第 39481 号。

⁷⁴ 同上、第 39 巻、第 612 号。

⁷⁵ 同上、第 54 巻、第 792 号。

⁷⁶ 同上、第 120 巻、第 1616 号。

条約」(第 138 号条約)⁷⁸、1975 年の「移動労働者(補足規定)条約」(第 143 号条約)⁷⁹、1997 年の「私的雇用機関条約」(第 181 号条約)⁸⁰、1999 年の「最悪の形態の子ども労働条約」(第 182 号条約)⁸¹、及び 2011 年の「家事労働者条約」(第 189 号条約)の署名及び批准を加盟国に、これらの実施を締約国に要請する。

6. 「国連人身取引と闘うための世界行動計画」⁸²の関連規定と、そこに概説されている活動を完全に効果的に実施するよう、加盟国、国連及びその他の国際・地域・小地域機関、並びに NGO を含めた市民社会に要請する。

7. 女性と女児の人身取引の特別な問題に対処する各国政府、国連機関、政府間機関及び NGO の努力を歓迎し、できる限り広くその知識、技術的専門知識、好事例を分かち合うことにより、その努力と協力をさらに強化するよう奨励する。

8. スーダン政府、国連難民高等弁務官事務所及び国際移動機関との協働で、アフリカ連合によって、2014 年 10 月 13 日から 16 日までハートゥームで開催された「アフリカの角における人身取引と密輸に関する地域閣僚会議」の開催を歓迎し、この点で、「ハートゥーム宣言」として知られる「会議」の成果文書に感謝と共に留意し、国連と国際社会による技術協力と能力開発を通して、その実施を要請する。

9. 経済的・社会的開発、人権、法の支配、グッド・ガバナンス、教育、保健、自然災害及び紛争後の再建に対処することを目的とするより幅広い政策とプログラムに、人、特に女性と女児の人身取引の問題を適宜主流化するよう国連システムを奨励する。

10. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)によって女性に対する暴力の根絶、経済機会への女性のアクセスの強化、並びに人身取引と闘う努力に貢献する女性のエンパワーメントのための効果的パートナーシップを築く作業に置かれた重点を歓迎する。

11. あらゆる形態の搾取のための女性と女児の人身取引を助長する需要をなくす目的でこれに対処する努力を強化し、この点で、人身取引された人の搾取者を思いとどまらせる法的・懲罰的措置を含め、防止措置を設置または強化し、その説明責任を確保するよう各国政府に要請する。

12. 人身取引被害者のための効果的救済策への権利に関する基本原則の作成を認める。

13. 教育、経済的エンパワーメント及び公共セクターでも民間セクターでも意思決定の役割を果たす女性の数の増加の推進を通して、特に女性と女児の社会への参画とリーダーシップを強化することにより、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを推進することを目的とする措置を強化し、人身取引に対する脆弱性を減らすために、女性の増加するホームレスと不適切な住居に対処するためのさらなる適切な措置を取るよう各国政府に要請する。

14. 女性と女児の権利のより良い保護を提供し、適宜刑事・民事措置を通して人身取引にかかわり、またはこれを促進する公務員を含めた加害者を罰する目的で、既存の法律を強化することを含め、そのような人身取引を防止し、撤廃するために、売春の搾取及びその

⁷⁷ 同上、第 362 巻、第 5181 号。

⁷⁸ 同上、第 1015 巻、第 14862 号。

⁷⁹ 同上、第 1120 巻、第 17426 号。

⁸⁰ 同上、第 2115 巻、第 36794 号。

⁸¹ 同上、第 2133 巻、第 37245 号。

⁸² 決議 64/293。

他の形態の商業的性、強制結婚、強制労働及び臓器の除去のための女性と女児の人身取引の特別な問題を助長する要因のみならず、貧困とジェンダー不平等を含めた人身取引される脆弱性を高める要因に対処するために適切な措置を取るよう各国政府に要請する。

15. 人身取引、搾取及び関連するジェンダーに基づく暴力に対する女性と女児の高い脆弱性に対処し、すべてのそのような国内・地域・国際イニシャティヴに女性と女児に悪影響を及ぼす人身取引の防止を含めるよう、各国政府、国際社会、紛争・紛争後・災害・その他の緊急状況に対処しているその他のすべての団体と機関に要請する。

16. 人権の視点を統合する包括的な反人身取引戦略の一部として性的・経済的搾取を含めたあらゆる形態の女性と女児の人身取引と闘い、これを撤廃する効果的なジェンダーと年齢に配慮した措置を立案し、施行し、強化し、この点での国内行動計画を適宜策定するよう各国に要請する。

17. 人身取引の防止と対応が、女性と女児の特別なニーズと特に性的搾取のような特別な形態の搾取に対処し、人身取引の防止と対応のあらゆる段階へのその参画と貢献を継続して考慮に入れることを保障するよう各国政府に要請する。

18. 政府間機関及び NGO と協力して、防止行動、特に女児と男児のみならず女性と男性のためのジェンダー平等、自尊心及び相互尊重に関する教育、人身取引された人及びその労働の搾取に対する需要を助長するかも知れない者のみならず、人身取引の被害者となる高い危険にさらされているグループを対象とした反人身取引意識啓発を含めた国内及び草の根レベルでのこの問題に対する一般の意識を啓発するために、市民社会との協働で行われるキャンペーンを支援し、資金を配分し、強化するよう、各国政府にさらに要請する。

19. 特別報告者のマンデートの成就におけるその活動の不必要な重複を避けるために、特に人、特に女性と子どもの人身取引に関する人権理事会の特別報告者、子どもの売買、子どもも買春、子どもポルノに関する理事会の特別報告者及び原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する理事会の特別報告者の間の継続する調整の重要性を繰り返し述べる。

20. 法的措置及びその他の関連政策とプログラムを含め、できる限りの防止行動を通して、特に子どもに対するセックス・ツーリズムの需要をなくすための措置を強化するよう、各国政府に要請する。

21. 人、特に女性と女児の人身取引に対する闘いを支援するよう旅行者に要請する世界キャンペーンを推進するよう、国連麻薬犯罪事務所、世界ツーリズム団体及び国連教育科学文化機関を奨励する。

22. 若い女性と子どもの保護に特に重点を置いて、セックス・ツーリズムと人身取引を防止することを目的とする年齢にふさわしい教育・訓練プログラムと政策を開発するよう各国政府に要請する。

23. 国内プログラムを設立または強化し、地域イニシャティヴまたは行動計画を策定することにより、2 国間・小地域・地域・国際協力に関わり、特に情報交換、性別・年齢別データ、明確なデータ収集及びその他の技術的能力の強化、相互の法的支援並びに腐敗及び商業的性的搾取の目的を含めた人身取引から得た利益の洗浄との闘いを通して、人身取引の問題に対処し、適宜、そのような協定とイニシャティヴが、女性と女児に悪影響を及ぼす人身取引の問題に特に対応するものであることを保障するよう加盟国を奨励する。

24. 性的搾取、商業的性的搾取と虐待、セックス・ツーリズム及び強制労働の目的での人身取引の増加する発生を認めて、あらゆる形態の人身取引を犯罪化し、拘禁中の人身取引

被害者を性的に攻撃したとされる役人を罰するのみならず、相当の法的プロセスに従って、犯人の送り出し国であろうと虐待が起こった国であろうと、権限のある国の当局を通して、地方であろうと外国であろうと、人身取引にかかわった公務員を含め、かかわった犯人と仲介者を罰するようすべての各国政府に要請する。

25. 政策と法律を含め、それぞれの法制度に従って、人身取引された直接的結果として人身取引被害者が行わざるを得なかった行為に対して、人身取引被害者が訴追または懲罰から保護され、政府当局が取った行動の結果として被害者が再被害を受けないことを保障するよう各国政府に要請し、その法的枠組み内で国内政策に従って、人身取引被害者が、違法な入国または居住の直接的結果として訴追され、罰せられることを防止するよう各国政府を奨励する。

26. 適宜、NGOを含めた市民社会の参画を得て、反人身取引政策と措置への包括的で調整された取組を確保し、情報交換を奨励し、人、特に女性と女兒の人身取引のデータ、根本原因、要因、傾向に関して報告し、性別・年齢別の人身取引被害者に関するデータを含めるために、国内メカニズムの設立または強化を検討するよう各国政府に勧める。

27. 各国政府、関連条約機関、特別手続き、専門機関、政府間機関、NGOを含めた市民社会、国内人権機関及び適宜人身取引被害者またはその代表を含めたその他の筋と相談して、人身取引と闘うための国際・地域・国内メカニズムとの協力を継続するよう、人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者に勧める。

28. 人身取引に対して女性と女兒を脆弱にする要因を含め、人、特に女性と女兒の人身取引に対する一般の意識を啓発し、性的搾取と強制労働を含めたあらゆる形態の搾取を助長する需要を、これを撤廃する目的で思い止まらせ、この問題に関連する法律、規則、懲罰を公表し、人身取引が重大な犯罪であることを強調する適切な措置を既存の資金内で取るよう、各国政府と関連国連機関を奨励する。

29. 包括的情報と任意のカウンセリングのみならず、汚名と差別なく、HIV/エイズと性感染症のための料金が手頃な治療、ケア、支援サービスを含む性と生殖に関する健康ケア・サービスを含め、人身取引被害者の身体的・心理的・社会的回復のための適切なプログラムへのアクセスを提供し、被害者の社会的・医療的・心理的ケアを提供するために、政府間機関とNGOと協力する措置を取ることで、適宜資金を配分するよう関係各国政府に要請する。

30. 政府間機関や市民社会団体と協力して、女性が情報を得た決定をすることができ、人身取引の犠牲者となることを防ぐために、非正規移動の危険と人身取引者が用いる方法と手段に関する情報のみならず、移動に関連する機会、制約、権利、責任を明確にすることを目的として、キャンペーンを行いまたは強化するよう各国政府を奨励する。

31. 領土及び管轄圏内で、供給網における人身取引を防止し、これと闘うことを募集機関を含めた企業に要請することを目的とし、その効果のある関連労働法及びその他の法律の施行を適宜みなおし、強化し、そのような法律の適切性を定期的に評価し、ギャップに対処するよう各国政府を奨励する。

32. ディーセント・ワークを確保し、人身取引を助長するあらゆる形態の搾取的慣行を防止するための倫理的行動規範の採択を検討するよう、企業セクターに勧める。

33. 人身取引被害者の効果的カウンセリング、訓練、社会への再統合のためのジェンダーと年齢に配慮したプログラム及び被害者または被害者となる可能性のある者にシェルター

及びヘルプラインを提供するプログラムを開発し、実施するために、NGO との協働を強化するよう各国政府を奨励する。

34. 女性と女児の性的搾取を含めた人身取引の防止と闘いに関して、法律執行担当官、司法、入国及びその他の関連担当官のための訓練を提供、または強化し、彼らの間の意識を啓発するよう各国政府に要請し、この点で、特に法律執行担当官、入国管理官、領事担当官、ソーシャル・ワーカー及びその他の第一線の対応担当官による人身取引被害者の扱いが、これら被害者の人権を完全に尊重し、ジェンダーと年齢に配慮して行われ、人種差別の禁止を含め、非差別の原則を守ることを保障するよう各国政府に要請する。

35. 臓器除去の目的での人身取引事件の可能性を明らかにする際に、医療職員のみならず、法律執行担当官と国境管理担当官のための訓練を提供するよう加盟国に勧める。

36. 刑事司法手続きと証人保護プログラムが、人身取引された女性と女児の特別な状況に配慮したものであり、警察またはその他の当局への苦情申し立てを恐怖のないものにし、刑事司法制度に要請された時に利用できるものにする際に、適宜支援を受けることを保障し、この間、彼女たちにジェンダーと年齢に配慮した保護、適宜受けた損害に対する補償を得る可能性を含め、社会的・医療的・財政的・法的支援にアクセスできることを保障する手段を取るよう各国政府に勧める。

37. 人身取引事件の速やかな処分を目的とする努力を強化し、特に政府間機関及び NGO と協力して、人身取引と闘うための制度とメカニズムを立案し、施行し、強化するよう各国政府に勧める。

38. 人身取引を助長することもある女性と子ども、特に女児の搾取を撤廃する目的で、メディア、特にインターネットの責任ある利用を推進する自己規制的措置を採用または強化するよう、インターネット・サービス・プロヴァイダーを含めたメディア・プロヴァイダーを奨励するよう各国政府にさらに勧める。

39. 人身取引の危険、人身取引者が用いる手段、人身取引された人の権利及び人身取引被害者が利用できるサービスに関する情報のメディアによる普及を通して、女性と子ども、特に女児の人身取引を撤廃する際に、各国政府と協力するよう、企業セクター、特に観光・旅行・電気通信産業、関連募集機関及びマス・メディア団体に勧める。

40. 関連し、比較できる数字を開発できるように、性別・年齢別データの組織的収集、国内レベルと国際レベルでの包括的調査、共通の方法論と国際的に定義された指標の開発の必要性を強調し、人身取引の問題と闘うための協力を推進する方法として、情報交換とデータ収集能力を高めるよう各国政府に奨励する。

41. 政策策定または変革の基礎となる女性と女児の人身取引に関する協働的な合同の調査と研究を行うよう、各国政府、国連機関と専門メカニズム、政府間機関と NGO 及び民間セクターに勧める。

42. 必要ならば国連とその他の政府間機関の支援を得て、好事例を考慮に入れて、女性と女児被害者の特別なニーズについての意識を啓発する目的で、法律執行担当官、司法及びその他の関連担当官、医療職員と支援職員のための訓練マニュアル及びその他の情報資料を策定し、訓練を提供するよう各国政府に勧める。

43. 紛争・紛争後・その他の緊急状況に配置される軍、平和維持職員及び人道職員が、性的搾取を含めた女性と女児の人身取引を推進し、促進し、搾取することのない行動に関して訓練を提供されることを保障し、自然災害を含めた紛争及びその他の緊急状況で、人身

取引の被害者となる危険の可能性についてそのような職員の意識を啓発するよう各国政府及び関連政府間機関と国際団体を奨励する。

44. それぞれの委員会への国の報告書の一部として、女性と女兒の人身取引に関する情報と分類された統計を含め、比較できるデータを得るために共通の方法論と統計の開発に向けて作業を進めるよう、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「子どもの権利に関する条約」及び「国際人権規約」⁸³の締約国に勧める。

45. 「現代の形態の奴隷制度に関する国連任意信託基金」及び「人、特に女性と子どもの人身取引被害者のための国連任意信託基金」への寄付を継続するよう各国に勧める。

46. 人身取引の問題のジェンダーの側面に対処する際のギャップのみならず、成功した介入と戦略に関する情報を編集し、人身取引に対処する包括的でバランスのとれた努力において、人権に基づく、ジェンダーと年齢に配慮した取組の強化に関する勧告を提供する報告書を、第71回総会に提出するよう、事務総長に要請する。

5. 女性性器切除撤廃のための世界的努力の強化(A/C.3/69/L.22) 2014年11月25日採択

総会は、

1998年12月9日の決議53/117、2001年12月19日の決議56/128、2012年12月20日の決議67/146及び2013年12月18日の決議68/146、2007年3月9日の婦人の地位委員会決議51/2⁸⁴、2008年3月7日の婦人の地位委員会決議52/2⁸⁵及び2010年3月12日の婦人の地位委員会決議54/7⁸⁶、2014年9月24日の人権理事会決議27/22を想起し、

「子どもの権利に関する条約」⁸⁷及び「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」⁸⁸がその「選択議定書」⁸⁹と共に、女性と女兒の人権の保護と推進のための法的枠組に対する重要な貢献となっていることを再確認し、

「北京宣言」⁹⁰と「行動綱領」⁹¹、「女性2000年：ジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会の成果⁹²、「国際人口開発会議の行動計画」⁹³及び「社会開発世界首脳会合行動計画」⁹⁴及びこれらの5年後・10年後・15年後の見直し、並びに「国連ミレニアム宣言」⁹⁵と「2005年世界首脳会合」⁹⁶でなされ、「約束を守る：『ミレニアム開発目標』達

⁸³ 決議2200 A(XXI)、付録。

⁸⁴ 2007年経済社会理事会公式記録、補遺第7号(E/2007/27)、第D章、セクションD。

⁸⁵ 同上、200年、補遺第7号(E/2008/27)、第I章、セクションD。

⁸⁶ 同上、2010年、補遺第7号及び訂正版(E/2010/27及びCorr.1)、第I章、セクションD。

⁸⁷ 国連、条約シリーズ、第1577巻、第27531号。

⁸⁸ 同上、第1249巻、第20378号。

⁸⁹ 同上、第2171及び2173巻、第27531号；同上、第2131巻、第20378号；及び決議66/138、付録。

⁹⁰ 第4回世界女性会議、1995年9月4-15日、北京報告書(国連出版物、販売番号E/96.IV.13)、第I章、決議I、付録I。

⁹¹ 同上、付録II。

⁹² 決議S-23/2、付録及び決議S-23/3、付録。

⁹³ 国際人口開発会議、1994年9月5-13日、カイロ報告書(国連出版物、販売番号E.96.XIII.18)、第I章、決議I、付録。

⁹⁴ 社会開発世界首脳会合、1995年3月6-12日、コペンハーゲン報告書(国連出版物、販売番号E.96.IV.8)、第I章、決議I、付録II。

⁹⁵ 決議55/2。

⁹⁶ 決議60/1を参照。

成のための団結」と題する 2010 年 9 月 22 日の総会決議 65/1 でくり返された女性と女兒に関連する公約も再確認し、

特に女性性器切除の廃絶に関する事業と公約が含まれ、女性性器切除の廃絶に向けた重要な一里塚を記す、2003 年 7 月 11 日にマプトで採択された「アフリカ女性の権利に関する人権と諸国民の権利に関するアフリカ憲章議定書」を想起し、

女性性器切除を禁止する決議の第 66 回総会による採択を支持するために、2011 年 7 月 1 日にマラボで採択されたアフリカ連合の決定も想起し、

「女性の地位の向上」と題する議事項目の下で、第 67 回会期で、女性性器切除廃絶の問題を検討するという決定の採択を経済社会理事会が総会に勧告するという第 56 回婦人の地位委員会の勧告⁹⁷をさらに想起し、

女性性器切除が、女性と女兒の人権に否定的インパクトを与え、世界中で 1 億人から 1 億 4,000 万人の女性と女兒に悪影響を及ぼす取り返しのつかない虐待であり、全世界で、毎年さらに推定 300 万人の女兒がこの慣行を受ける危険にさらされていることを認め、

女性性器切除は、HVI に対する脆弱性を高めることもあり、産科と出生前の悪い結果、並びに母親と新生児にとっての致命的な結果となるかも知れない心理的健康、性と生殖に関する健康を含めた女性と女兒の健康への重大な脅威となる有害な慣行であり、この有害な慣行の廃絶は、女兒と男児、女性と男性を含めた社会のすべての公的・私的利害関係者をかかわらせる包括的な運動の結果として達成できることを再確認し、

この慣行が行われている全ての地域で、医療職員によって行われる女性性器切除の発生の増加の証拠について懸念し、

否定的で、差別的な固定観念の態度と行動が、女性と女兒の地位と扱いに直接的な意味合いを持ち、そのような否定的な固定観念が、ジェンダー平等を保証し、性に基づく差別を禁止する法的・規範的枠組の実施を妨げていることを認め、

「女性に対する暴力をなくすための団結」と題する事務総長のキャンペーン及び女性に対する暴力に関するデータベースが、女性性器切除の廃絶に対処することに貢献してきたことも認め、

この慣行の廃絶を促進するための国連人口基金と国連子ども基金の「女性性器切除/割礼に関する合同プログラム: 変革の促進」のみならず、女性性器切除を廃絶するための国連システムの努力、特に女性性器切除の廃絶に関する 2008 年 2 月 27 日の合同機関間声明で発表された 10 国連機関⁹⁸の公約を歓迎し、

決議 67/146 の実施のみならず、女性性器切除廃絶のための各国、地域団体及び国連機関によって個々に、また、集団的に行われた継続する努力と行動を推奨し、

事務総長の報告書⁹⁹に留意し、

証拠とデータ、現在までに遂げられた進歩の分析、この慣行の廃絶のための行動志向の勧告を含め、加盟国、この問題と取り組んでいる国連システムの関連機関及びその他の関

⁹⁷ 2012 年経済社会理事会公式記録、補遺第 7 号及び訂正版(E/2012/27 及び Corr.1)、第 1 章、セクション A を参照。

⁹⁸ 国連人権高等弁務官事務所、国連エイズ合同計画、国連開発計画、アフリカ経済委員会、国連教育科学文化機関、国連人口基金、国連難民高等弁務官事務所、国連子ども基金、国連女性開発基金及び世界保健機関。

⁹⁹ A/69/211。

連利害関係者により提供された情報に基づいて、女性性器切除の慣行の根本原因、これを助長する要因、世界中での広がり、それが女性と女兒に与えるインパクトに関する総会決議 67/146 で要請されているように、事務総長が詳細な学際的報告書を提出しなかったことを残念に思いつつ留意し、

国内・地域・国際努力の増加と女性性器切除廃絶への重点にもかかわらず、この慣行が世界のあらゆる地域で根強く継続していることを深く懸念し、

資金の途方もないギャップが続き、資金提供の不足が、女性性器切除廃絶のためのプログラムと活動の範囲と速度を厳しく制限していることも深く懸念し、

1. 女性と女兒のエンパワーメントが、差別と暴力のサイクルを断ち切り、性と生殖に課する健康を含めた到達できる最高の水準の精神的・身体的健康への権利を含めた人権を推進し、保護する鍵であることを強調し、「子どもの権利に関する条約」及び「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」並びに「女性に対する暴力撤廃宣言」¹⁰⁰、「国際人口開発会議行動計画」、「北京行動綱領」及び「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会及び子どもに関する特別総会¹⁰¹の成果の下でのその責務を果たすよう締約国に要請する。

2. 女兒と男児、女性と男性の直接的関与を推進し、すべての重要な行為者、法律執行・司法職員、入国管理官を含めた政府の役人、保健ケア提供者、市民社会、地域社会と宗教の指導者、教師、雇用者、メディア専門家及び直接女兒にかかわっている人々並びに両親、家族、地域社会が、態度と有害な慣行、特に女兒に否定的影響を及ぼすあらゆる形態の女性性器切除を廃絶するために活動することを保障するために、意識啓発と正規・非正規の教育と訓練を強化するよう各国に要請する。

3. 有害な慣行、特に女性性器切除に対処する防止・廃絶プログラムを開発する際に、積極的役割を果たすように女兒と男児を動員するために、アドヴォカシー・意識啓発プログラムを強化し、地域社会と宗教指導者、教育機関、メディア及び家族をかかわらせ、差別的な社会的慣行をなくすためにあらゆるレベルの努力への増額された財政支援を提供するようにも各国に要請する。

4. 医療施設内で行われようとも、医療施設外で行われようとも、女性と女兒に案影響を及ぼすすべての有害な慣行、特に女性性器切除を非難し、女性性器切除を禁止し、この形態の暴力から女性と女兒を保護する法律を制定して施行することを含め、すべての必要な措置を取り刑事責任免除をなくすよう各国に要請する。

5. 女性性器切除の廃絶に向けた合意プロセスを推進するために立案された意識啓発と教育活動で懲罰措置を補うようにも各国に要請し、社会的・心理的支援サービスとケアを開発することを含め、女性性器切除を受けた女性と女兒及びその危険にさらされている女性と女兒を保護し、支援し、この慣行を受ける女性と女兒を支援するために、性と生殖に関する健康を含めたその健康を改善する措置を取るよう、さらに各国に要請する。

6. 適宜、学校のカリキュラム、教材、教員訓練プログラムを見直し、改訂し、女性性器切除を含めた女兒に対する暴力に対するゼロ・トレランスの政策とプログラムを策定することにより、ジェンダーに配慮した、エンパワーする教育プロセスを推進し、あらゆるレベルの教育・訓練カリキュラムに、女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力と差別の原因と結果に対する包括的な理解を統合するよう、さらに各国に要請する。

¹⁰⁰ 決議 48/104。

¹⁰¹ 決議 S-27/2、付録。

7. 女性性器切除を受けたまたはその危険にさらされている女性と女兒の保護と支援の提供が、この慣行に対処する政策とプログラムの不可欠の部分であることを保障し、法的サービス、心理的サービス、保健ケア・サービス、社会サービスを含む調整された、専門の、アクセスできる、質の高い、多部門的対応を女性と女兒に提供するように各国に要請する。

8. 女性性器切除廃絶に関する国内行動計画と戦略が範囲において包括的で学際的であり、効果的な監視、インパクト評価、すべての利害関係者の中でのプログラムの調整のための明確なターゲットと指標を組み入れていることを保障するように各国に要請する。

9. 統合戦略の一般的枠組内と悪影響を受けている地域社会との協働において、この慣行が居住する国の外で起こる時を含め、女性性器切除から女兒を保護するために、難民女性、移動女性及びその地域社会のための効果的で、明確に対象を絞った措置を取るよう各国に要請する。

10. 女性性器切除の廃絶に関して、メディアとテレビ・ラジオの討論の特集を通して、一般の人々、関連専門家、家族及び地域社会に組織的に届くための情報、意識啓発キャンペーン及び番組を開発するよう各国に要請する。

11. 女性性器切除に対する意識を啓発し、その廃絶に対する公約を増やすために、家族、地方の地域社会指導者、女性と女兒の保護とエンパワーメントに関連するすべての職業の人々に教育と訓練を提供する際に、社会的観点を組み入れ、人権とジェンダー平等の原則に基づいた包括的で、文化的に配慮した、組織的取組を追求するよう各国に要請する。

12. 女性と女兒のすべての人権と基本的自由の完全享受を保護する様々な国際条約の締約国として行われた国際的・地域的公約と責務の国内での実施を確保するようにも各国に要請する。

13. 女性と女兒に対する差別と暴力、特に女性性器切除の廃絶に関する国の法的枠組の効果的実施を確保し、これら法的枠組の遵守と実施を監視する国内・地方レベルでの適切な説明責任メカニズムを設置するための政策と規則を開発するよう各国に要請する。

14. 女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力、特に女性性器切除のようなあまり文書化されていない形態に関するデータ収集とこの慣行の廃絶における進歩を効果的に測定する追加の指標を開発するための統一した方法と基準を開発するようにも各国に要請する。

15. 女性性器切除廃絶を目的とする政策とプログラム及び法的枠組の実施に十分な資金を配分するよう各国に要請する。

16. ソーシャル・ワーカー、医療職員、地域社会と宗教の指導者及び関連専門家の訓練を含め、女性性器切除防止のための包括的で統合された戦略を開発し、支援し、実施し、有能で支援的なサービスとケアを女性性器切除の危険にさらされているまたはこれを受けた女性と女兒に提供することを保障し、女性と女兒が危険にさらされていると信じる事件を適切な当局に通報するよう奨励することを各国に要請する。

17. 女性性器切除廃絶への包括的取組の一部として、関連する場合には、地域社会による施術者のための代替の生計手段を明らかにすることを含め、この慣行の廃絶のための地域社会を基盤としたイニシアティブに地域社会の施術者をかかわらせるプログラムを支援するようにも各国に要請する。

18. 増額した財源の配分と技術支援を通して、女性性器切除の危険にさらされているまたはこれを受けた女性と女兒のニーズと優先事項に対処する対象を絞った包括的プログラムを継続して積極的に支援するよう、国際社会、関連国連機関と市民社会及び国際金融機関に要請する。

19. 女性性器切除廃絶に重点を置いた国内プログラムにのみならず、2017年まで続く「女性性器切除/割礼に関する国連人口基金-国連子ども基金合同プログラム: 変革を促進する」の第二段階を、増額した財政支援を含め、強力に支援するよう国際社会に要請する。

20. 地域社会、国内、地域、国際レベルで良好な社会変革を推進する共通の調整された取組を用いて、いくつかの国々で女性性器切除と闘う際にある程度の進歩が遂げられたことを強調し、「ミレニアム開発目標」に沿って、2015年までにいくつかの主要な業績が達成されつつある状態で、女性性器切除を一世代のうちに廃絶するという国連機関間声明で述べられた目標を想起する。

21. ネットワーク、同輩プログラム、情報キャンペーン及び訓練プログラムを通して、女性と女兒に対する暴力と差別的慣行、特に女性性器切除と闘うために、建設的なイニシアティブを取り、女性と女兒とのパートナーシップで活動するよう、男性と男児を奨励する。

22. 「女性性器切除のゼロ・トレランス国際デー」として2月6日を継続して守り、この日を意識啓発キャンペーンを強化し、女性性器切除に反対する具体的行動を取る日として利用するよう国連システム、市民社会及びすべての利害関係者に要請する。

23. 証拠に基づく法的・政策的開発、プログラムの立案と実施及び女性性器切除廃絶の監視にとって重要な量的・質的データの収集を改善するよう各国に要請する。

24. ポスト2015年の開発枠組に向かって進むとき、この枠組みに女性性器切除廃絶の問題を含めることを建設的に検討するよう、国際社会に要請する。

25. 国連システムのすべての関連機関、特に国連人口基金、国連子ども基金、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウイメン)、世界保健機関、国連教育科学文化機関、国連開発計画及び国連人権高等弁務官事務所が、個々にまた集団的に、適宜その国内プログラムにおいて、この点でその努力をさらに強化するために、国の優先事項に従って女性性器切除に対して女性と女兒の権利の推進と保護を考慮に入れることを保障するよう、事務総長に要請する。

26. 加盟国、女性性器切除の問題と取り組んでいる国連システムの関連行為者及びその他の関連行為者及びその他の利害関係者により提供される情報に基づいて、証拠とデータ、現在までに遂げられた進歩の分析及びこの慣行の廃絶のための行動志向の勧告を含め、女性性器切除の慣行の根本原因と助長する要因、全世界でのその広がり、それが女性と女兒に与えるインパクトに関する詳細な学際的報告書を第71回総会に提出するようにも事務総長に要請する。

6. 第4回世界女性会議のフォローアップと「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会成果の完全実施(A/C.3/69/L.67) 2014年11月25日採択

総会は、

2013年12月18日の決議68/140を含めたこの問題に関する以前の決議を想起し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを支援する国際的取り決めの強化」と題する2010年7月2日の決議64/289のセクションも想起し、

「北京宣言と行動綱領」¹⁰²及び「女性2000年:21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会の成果¹⁰³が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成への重要な貢献であり、すべての国々、国連システム及びその他の関係団体によって効果的行動に変えられなければならないことを確信し、

ミレニアム首脳会合¹⁰⁴、2005年の世界首脳会合¹⁰⁵、「ミレニアム開発目標」に関する総会高官本会議¹⁰⁶、「ミレニアム開発目標」達成に向けて払われた努力をフォローアップするための総会特別行事¹⁰⁷及びその他の国連首脳会合、会議及び特別会期でなされたジェンダー平等と女性のエンパワーメントに対する公約を再確認し、その完全かつ効果的で促進された実施が、「ミレニアム開発目標」を含めた国際的に合意された開発目標の達成にとって不可欠であることも再確認し、

ジェンダー平等の達成に向けて遂げられた進歩を歓迎するが、「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会成果の実施において、課題と障害が残っていることを強調し、

2015年が第4回世界女性会議と「北京宣言と行動綱領」採択20周年にあたることに留意し、これを記念するためのジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)の努力を歓迎し、

「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会成果の実施に対する責任は主として国内レベルにあり、この点で強化された努力が必要であることを認め、完全で、効果的で、促進された実施には強化された国際協力が極めて重要であることを繰り返し述べ、

「北京宣言と行動綱領」の実施を見直す際の婦人の地位委員会の作業を歓迎し、第58回委員会で採択された女性と女の子のための「ミレニアム開発目標」の実施における課題と業績に関する合意結論¹⁰⁸を含め、そのすべての合意結論とそれらを実施する必要性に感謝と共に留意し、

国連ウィメンの能力とそのマנדートを達成する際の経験の強化も歓迎し、

「ジェンダー平等基金」と「女性に対する暴力撤廃行動支援国連信託基金」によって行われた活動に留意し、

市民社会、特に女性グループと団体及びその他のNGOの参画と貢献が、「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会成果の実施の成功、特に「行動綱領」採択20周年の下準備において重要であることを認め、

ジェンダー主流化は、女性のエンパワーメントを推進し、不平等の構造を変えることによりジェンダー平等を達成するための世界的に受け入れられた戦略であり、これは、社会的・人道的・文化的・経済的・財政的問題を超えた問題に対処する決議を含め、主要委員

¹⁰² 1995年、9月4-15日、北京第4回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号E.96.IV.13)、第I章、決議I、付録I及びII。

¹⁰³ 決議S-23/2、付録及び決議S-23/3、付録。

¹⁰⁴ 決議55/2。

¹⁰⁵ 決議60/1。

¹⁰⁶ 決議65/1。

¹⁰⁷ 決議68/6。

¹⁰⁸ 2014年経済社会理事会公式記録、補遺第7号、(E/2014/27)、第I章、セクションA。

会と補助機関によって検討されるすべての問題に関連していることを再確認し、

ジェンダー平等の領域で国連システムの能力を強化する公約のみならず、すべての政治的・経済的・社会的領域において、政策とプログラムの立案、実施、監視、評価へのジェンダーの視点の主流化を積極的に推進するという公約も再確認し、

「開発のための資金調達ドーハ宣言」、つまり「モンテレー・コンセンサスの実施を見直すための開発のための資金調達フォローアップ国際会議」の成果文書¹⁰⁹におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関連する公約をさらに再確認し、

女性と女兒に対する差別を永続化する差別的態度とジェンダー固定観念、男児と女児、男性と女性の固定的役割を変えることに対する課題と障害を念頭に置き、男女間の不平等に対処する国際基準と規範の実施において、課題と障害が残っていることを強調し、

「HIV/エイズ・コミットメント宣言」¹¹⁰及び特にジェンダー平等と女性のエンパワーメントが、HIV とエイズに対する女性の脆弱性を減らすための基本であることが認められた2011年6月10日に開催されたエイズに関する総会の高官会議で採択された「HIV とエイズ政治宣言: HIV とエイズを根絶するための努力の強化」¹¹¹を再確認し、

「私たちが望む未来」と題する「国連持続可能な開発会議」の成果文書¹¹²へのジェンダーの視点の統合を歓迎し、この点で、持続可能な開発の状況で、特に「持続可能な開発目標に関する総会無期限作業部会」の状況で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのためのそのアドヴォカシーにおいて、国連システム全体を通して統合力を確保するその努力に対して国連ウィメンを推奨し、

「小島嶼開発途上国の促進された行動モダリティ(サモアの道)」と題する第3回「小島嶼開発途上国国際会議」の成果文書に反映されているジェンダー平等と女性のエンパワーメントへの注意に感謝と共に留意し、その適切なフォローアップと実施を奨励し、

「国連憲章」の第101条、パラグラフ3に従って、国連システム、特に上級・政策策定レベルでの50対50というジェンダー・バランスの緊急の目標が依然として満たされておらず、国連システムにおける女性代表者数が、国連システムにおける女性の地位の改善に関する事務総長報告書¹¹³に反映されているように、システムのある部分では取るに足りない改善しか見られない状態で、ほとんど変わらないままであることに重大な懸念を表明し、

紛争防止と解決及び平和構築における女性の重要な役割を再確認し、意思決定レベルを含め、紛争防止と解決及び平和構築への女性の参画の必要性を強調し、

女性平和安全保障に関する2000年10月31日の安全確保保障理事会決議1325号(2000年)、2008年6月19日の第1820号(2008年)、2009年9月30日の第1888号(2009年)、2009年10月5日の第1889号(2009年)、2010年12月16日の第1960号(2010年)、2013年6月14日の2106号(2013年)及び2013年10月18日の第2122号(2013年)、及び子どもと武力紛争に関する2009年8月4日の第1883号(2009年)を想起し、

1. 「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会の成果の実施のフォローアップにおいて

¹⁰⁹ 決議 63/239、付録。

¹¹⁰ 決議 S-26/2、付録。

¹¹¹ 決議 65/277、付録。

¹¹² A/69/346。

¹¹³ A/69/145。

取られた措置と達成された進歩に関する事務総長の報告書に感謝と共に留意する¹¹⁴。

2. 第4回世界女性会議で採択された「北京宣言と行動綱領」、第23回特別総会の成果及び第54回婦人の地位委員会での「北京宣言と行動綱領」実施の15年後の見直しにあたって採択された宣言¹¹⁵を再確認し、これらの完全で効果的で促進された実施に対する公約も再確認する。

3. 「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会成果の完全実施に基づいてジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進し、国連システム内のジェンダー主流化を監視する際に、婦人の地位委員会の触媒的役割のみならず、総会と経済社会理事会の主要な基本的役割も再確認する。

4. 「北京宣言と行動綱領」の実施及び「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」¹¹⁶の下での締約国の責務の成就が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成の点で相互に補強し合うものであることを認め、この点で、「行動綱領」と第23回特別総会成果の実施の推進への女子差別撤廃委員会の貢献を歓迎し、「条約」の第18条の下での委員会への報告書に国内レベルでの実施を強化するために取られた措置に関する情報を含めるよう「条約」の締約国に勧める。

5. 「条約」とその「選択議定書」¹¹⁷の下での責務に完全に従い、委員会の一般勧告のみならず、その総括所見を考慮に入れるよう締約国に要請し、「条約」につけた留保条件の範囲を制限することを検討し、留保条件はできる限り正確に、狭く策定し、留保条件が「条約」の目標と目的とは相容れないということがないことを保障するために、それらを撤回する目的でそのような留保条件を定期的に見直すよう締約国に要請し、まだ「条約」を批准または加入していないすべての加盟国に、批准と加入を検討するように要請し、「選択議定書」をまだ署名・批准・加入していない加盟国にこれを検討するよう要請する。

6. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)のマンデートの重要性と価値を繰り返し述べ、あらゆるレベルの女性と女兒のために強力な声を提供する際の機関のリーダーシップを歓迎する。

7. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するその作業において、国連システムの説明責任を指導し、調整し、推進する際の国連ウィメンの重要な役割を再確認する。

8. 国連システムにわたるより効果的で統合力のあるジェンダー主流化のための国連ウィメンの重要で広範な作業に感謝と共に留意し、国連システムを通して行動を加速するためのその作業と努力の不可欠の部分として、国連システムを通してジェンダー主流化を支援し続けるよう国連ウィメンに要請する。

9. ジェンダーの視点を部門政策と規範的枠組に統合するのみならず、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する規範、政策、基準を開発し、強化するその努力において、加盟国を支援するという国連ウィメンの公約を歓迎し、政府間機関とプロセスの作業とその機会にジェンダーの視点を主流化し、強化する必要性を継続して推進し、決議及びその他の成果のジェンダーの視点を強化する際に、加盟国の要請に基づいて、技術的支援を提供するよう機関を奨励する。

¹¹⁴ A/69/182。

¹¹⁵ 2010年経済社会理事会公式記録、補遺第7号及び訂正版(E/2010/27及びCorr.1)、第1章、セクションAを参照; 経済社会理事会決定1010/232も参照。

¹¹⁶ 国連、条約シリーズ、第1249巻、第20378号。

¹¹⁷ 同上、第2131巻、第20178号。

10. 国連ウィメンが速やかに効果的にその戦略計画を実施することができるようにする際に、資金提供の重要性を認め、その目標を達成するための財源の動員が未だに依然として課題であることを認め、法的規定と予算の規定が許すならば、核心となる、複数年にわたる、予見できる、安定した、持続可能な任意の寄付を提供することにより、国連ウィメンの予算のために資金提供を増額するよう加盟国に要請する。

11. 「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の実施のフォローアップと見直しにおける中心的役割を果たす際に、婦人の地位委員会の作業を継続して支援し、委員会の勧告を実施するよう各国政府、国連システム、その他の国際団体及び市民社会を含めたすべての行為者を奨励し、この点で、国内及び国際レベルでの完全実施に対する課題を克服し、優先テーマの実施における進歩を評価する際の委員会の経験、学んだ教訓及び好事例の継続する分かち合いを歓迎し、適宜委員会の成果をその作業に組み入れるよう国連システムの政府間機関を奨励する。

12. 採択後約 20 年の「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の完全かつ効果的实施を達成するための行動を強化し、促進するよう、各国政府、それぞれのマנדート内の国連システムの機関・基金・計画・専門機関、金融機関を含めたその他の国際・地域団体、NGO を含めた市民社会のすべての関連行為者に要請する。

13. 国家には、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止し、これと闘うために相当の注意義務を行使し、被害者に保護を提供し、女性と女兒に対する暴力の加害者を捜査し、訴追し、罰する責務があり、これができないことは、女性と女兒の人権と基本的自由の享受を侵害し、損ない、無にすることであることを再確認し、女性と女兒に対する暴力を根絶するための法律と戦略を策定し、実施するよう各国政府に要請し、あらゆる形態の暴力を防止し、根絶する際に積極的役割を果たすよう男性と男児を奨励し、支援し、暴力がどのように女兒、男児、女性、男性に害を与え、ジェンダー平等を損なうかについて男性と男児の間に理解を深めるよう奨励し、女性に対する暴力に反対して声を上げるようすべてのセクターを奨励し、この点で、事務総長の継続中のキャンペーン「女性に対する暴力をなくすための団結」及び国連ウィメンの社会動員・アドヴォカシー・プラットフォーム「ノーと言おう…女性に対する暴力をなくすための団結」を継続して支援するよう加盟国を奨励する。

14. 国連首脳会合、会議、特別会期及び 2012 年に開催された「持続可能な開発国連会議」を含めたそのフォローアップ・プロセスのみならず、検討中のすべての問題とそのマンドート内にジェンダーの視点を完全に主流化する努力を強化するよう、持続可能な開発に関する高官政治フォーラム、経済社会理事会の年次閣僚見直しと「開発協力フォーラム」のような機能を通じた、主要機関、主要委員会及び補助機関を含めた国連システム、及び基金、計画、専門機関への呼び掛けを繰り返し述べる。

15. 「災害危険削減第 3 世界会議」、第 3 回「開発のための資金調達国際会議」及び「住居と持続可能な都市開発国連会議(ハビタット III)」のような政府間プロセスが、その準備プロセスと成果で、首尾一貫してジェンダーの視点に対処することを保障するよう各国に要請し、2015 年に採択される新しい気候変動協定を策定する時、「国連気候変動枠組条約」の締約国会議の討議にジェンダーの視点の反映を確保するようにも各国に要請する。

16. 「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の完全で、効果的で、促進された実施が、「ミレニアム開発目標」を含めた国際的に合意された開発目標を達成する基本であることを繰り返し述べる。

17. 第 69 回総会での政府間折衝プロセスでのその他のインプットも検討されることを認めつつ、「持続可能な開発目標無期限作業部会」の報告書¹¹⁸を歓迎し、報告書に含まれている「無期限作業部会」の提案が、持続可能な開発目標をポスト 2015 年の開発アジェンダに統合するための主たる基礎となることを決定した 2014 年 9 月 10 日の決議 68/309 を想起する。

18. 新しいポスト 2015 年の開発アジェンダが形成されつつある時、「ミレニアム開発目標」から学んだ教訓を土台とするよう各国に要請し、変革的で包括的な取組を通して重要な残る課題に取り組むよう各国に要請し、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権が、独立した目標として反映され、新しい開発枠組のすべての目標に、ターゲットと指標を通して統合されることを要請する。

19. それぞれのマנדート内でその作業に婦人の地位委員会の成果を組織的に組み入れ、特にジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの達成に向けた加盟国の努力に効果的支援を確保するよう国連システムの機関に要請し、この点で、具体的な結果に基づく報告メカニズムを継続して利用し、その作業の規範的側面と事業上の側面との間の統合力、首尾一貫性、調整を確保するよう国連ウィメンを奨励する。

20. 「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の実施において、市民社会、特に NGO と女性団体の役割と貢献を継続して支援するよう各国政府を強く奨励する。

21. 強化されたアウトリーチ、資金提供及び能力開発を通して、政府間プロセスに参加するよう、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを専門とする女性団体及びその他の NGO を奨励するよう各国政府と国連システムに要請する。

22. 事務総長及びその他の政府間プロセスへのインプットの報告書に、ジェンダーの視点の包摂を組織的に要請するよう、国連システムの政府間機関に要請する。

23. 総会、経済社会理事会及びその補助機関に提出される事務総長の報告書が、ジェンダーに配慮した分析、性別・年齢別データの提供を通して、組織的にジェンダーの視点に対処し、ジェンダーに配慮した政策開発を促進するために、結論とさらなる行動のための勧告が、女性と男性、女兒と男児の異なった状況とニーズに対処することを要請し、この点で、事務総長の報告書にインプットを提供するすべての利害関係者にジェンダーの視点を反映することの重要性を伝えるよう事務総長に要請する。

24. 適宜、国連ウィメンを含めた国連機関、国際・地域団体及びその他の関連行為者の支援を得て、性別・年齢別統計に関して国内のデータ収集と監視能力並びに多部門的努力と参画を通じたジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国内追跡指標の強化を優先するよう加盟国を奨励する。

25. 特にすべての国連システムの機関にジェンダー専門家を維持し、すべての職員、特に現地の職員が、促進されたジェンダー主流化のためのツール、ガイダンス及び支援を含め、訓練と適切なフォローアップを受けることを保障することにより、「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の完全かつ効果的で促進された実施を確保する際に、継続して積極的役割を果たすよう国連システムのすべての部署に要請する。

26. 特に開発途上国、後発開発途上国、経済移行の国々及び代表者のいないまたは代表者が非常に少ない加盟国からの女性を考慮して、「国連憲章」第 101 条、パラグラフ 3 に従っ

¹¹⁸ A/68/970。

て、公正な地理的配分の原則を完全に尊重して、国連システム全体を通してあらゆるレベルで 50 対 50 のジェンダー・バランスの達成に向けて進歩を遂げ、ジェンダー・バランスのターゲットに関する進歩と管理職と部局の説明責任を促進する努力を見直し、倍増するよう事務総長に要請し、国連システムの地位、特に平和維持活動を含め、より上級の政策策定レベルの地位への任命のためにより多くの女性候補者を明らかにして定期的に提出するよう加盟国を奨励する。

27. ジェンダー・フォーカル・ポイントの積極的支援を得て、ジェンダー・バランスの目標達成に向けた努力を継続するよう国連システムに要請し、人材管理事務所及び国連システム事務局長調整理事会の事務局のジェンダー・バランス推進に対する責任に関する情報のみならず、国連システム全体を通じた女性の数と割合及びその機能と国籍を含め、国連機関によって毎年提供されることになっている進歩の促進のための勧告と最新の統計を伴って、「女性の地位の向上」と題する項目の下での国連システムでの女性の地位の改善とジェンダー・バランスを達成する際に遂げられた進歩と遭遇した課題に関して、第 59 回婦人の地位委員会に口頭による報告を提供し、第 71 回総会に報告するよう事務総長に要請する。

28. 政策、戦略、資金の配分及びプログラムに関連した進歩に関して改善された監視と報告を通して、ジェンダー・バランスの達成により、国際・地域・国内・地方レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに対する公約の実施のための説明責任を高めるために各国政府と国連システムによる強化された努力を奨励する。

29. 各国政府がジェンダー平等と女性のエンパワーメントに対する主たる責任を担っており、国際協力が、「北京宣言と行動綱領」の完全実施に向けて進歩する際に、開発途上国を支援する基本的役割を持っていることを再確認する。

30. ジェンダーの視点を作業に統合する際にさらなる進歩を遂げるために、特に事務総長報告書に含まれている分析とジェンダー平等と女性のエンパワーメントの横断的性質に照らして、経済社会理事会とその機能委員会のみならず、主要委員会と補助機関を奨励する。

31. 事務総長報告書の結果のフォローアップを強化し、本決議の実施を促進するために、事務総長報告書の結果に、国連システムの注意を引くよう事務総長を奨励する。

32. 経済社会理事会が、2015 年の第 59 回婦人の地位委員会が「行動綱領」の実施に影響を及ぼす現在の課題とジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成並びにジェンダーの視点の統合を通して、ポスト 2015 年の開発アジェンダで、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを強化する機会を含め、「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の実施の見直しと評価を行うことを決定した 2013 年 7 月 24 日の経済社会理事会決議 2013/18 を想起する。

33. この状況で、「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の完全実施を強化し、促進する目的で、これらの実施において遂げられた進歩と遭遇した課題の包括的見直しを行い、「第 4 回世界女性会議」と「北京宣言と行動綱領」の採択 20 周年のための適切な記念活動を検討するようすべての国々とその他のすべての利害関係者に要請する。

34. 「北京宣言と行動綱領」の見直しと評価の国内的・地域的準備を通して、あらゆる部門とあらゆる開発の領域へのジェンダーの視点の主流化を強化するよう、各国とすべての利害関係者を奨励する。

35. 国際・地域・国内・地方レベルで「北京宣言と行動綱領」の見直しと評価プロセスを継続して支援し、貢献するよう国連システムに要請し、「北京宣言と行動綱領」の実施の

見直しと評価を支援する努力と政治的意思とコミットメント、社会的動員、意識啓発、再活性化した公的議論、強化された証拠基盤と知識の創出を目的とする「北京宣言と行動綱領」採択の 20 周年に関する活動、キャンペーン及び、特別行事を通して、あらゆるレベルで各国、市民社会、国連システム、民間セクター、及びその他の関連利害関係者を動員する際に、果たしている中心的役割を継続するよう国連ウィメンを奨励し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント及び女性のすべての人権の完全享受を達成するために、強化された十分な資金を確保するようすべての利害関係者を奨励する。

36. 「女性の地位の向上」と題する項目の下で総会に、「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会の実施のフォローアップと遂げた進歩に関して、重要な業績、学んだ教訓、好事例及び実施を強化し、促進するさらなる措置に関する勧告に関する情報を含め、ジェンダー主流化における進歩の評価を伴って、婦人の地位委員会と経済社会理事会に毎年継続して報告するよう事務総長に要請する。

第 69 回総会第三委員会記録 30 頁

国連難民高等弁務官報告書：難民・帰還民・国内避難民の問題及び人道問題の議題の下での日本の堤太郎参事官のステートメント

(国連代表部のサイトにはポストされていませんが矢口有乃政府代表代理より原稿を送っていただきましたので翻訳しました)

ここ、第 3 委員会でのこの重要な HNHCR の年次会期で、強力なメッセージをお出しいただいたことに対して、Guterres 高等弁務官に心よりの感謝を申しあげたいと存じます。

世界は今、アフリカと中東で、4 つの大規模なレベル 3 の危機を目撃しております。日本は、難民としてまたは国内避難民として、強制的に立ち退かされている人々の数が未だに高いレベルにあることを深く懸念しております。この点で、日本は、この困難な状況にもかかわらず、現地で活動に献身しておられる UNHCR のスタッフの方々に感謝いたします。日本は、国境開放政策を支持し、ノン・ルフールマンの原則を継続して尊重しておられる地域の国々も推奨いたします。

日本は一層積極的に難民とその受入国を支援するために、国際社会と継続して協力いたします。9 月に国連総会の一般討論で我が国安倍晋三首相が発表しましたように、日本は、中東地域で、即座に 5,000 億ドルの緊急支援を実施いたします。中東は、不穏な状態にあります。私たちは、この地域の人道危機に速やかに対応しつつ、極端主義者がこの地域に根を下ろすことを防がなくてはなりません。

私たちは、アフリカの状況についても心配しております。日本は、オスロでの南スーダン高官人道誓約会議で誓った難民と国内避難民のための総計 1,700 万米ドルの支援も、UNHCR 及びその他の国際団体並びに NGO を通して実施してきました。

今年、日本は、ODA の開始 60 周年を迎えます。私たちの前任者たちの決意から学んで、日本政府は、今、ODA のための指導原則を確立しつつあります。私たちは、法の支配を確保し、優先事項としてもう一度平和で安定した社会を実現して、質の高い経済成長のよう

な目標を強調するつもりであります。日本がここ 60 年以上にわたってその ODA 内でターゲットとしてきた目標は変わりません。貧困との闘いの中で最も重要なことは、関係する人々の間で主体性の感覚を養い、自助努力を奨励することであるとする私たちの取組に変わりはありません。日本は、すべての個人の尊厳の尊重に重点を置く人間の安全保障の観点に継続して重点を置いてまいります。さらに、私たちは、目標を達成するために、レヴァレッジ・ポイントとして女性の力を高めることを追求します。

日本は、最近の UNHCR との実り多い対話の継続を歓迎しております。私たちは、昨年 12 月の Guterres 高等弁務官の東京訪問を高く評価しております。安倍首相が申しましたように、日本は、国連難民高等弁務官事務所の活動を高く評価しており、シリア、アフリカ及びアフガニスタンを含めた国々と地域を支援する際に、事務所との協力を望んでおります。

最後に、日本は UNHRC とのパートナーシップを継続して強化し、UNHRC が行っているかけがえのない作業をできる限り支援するつもりであることを確認したいと思います。

以 上